



東京都大会

全国頸髄損傷者連絡会
第52回総会

公益社団法人
全国脊髄損傷者連合会
第24回定時総会

期	日	2025年6月7日(土)～8日(日)
会	場	大会：日本橋ライフサイエンスハブ 懇親会：イタリア料理店 Che Voglia! (ケ・ヴォーリア)
主	催	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会 全国頸髄損傷者連絡会
共	催	全国脊髄損傷者連合会東京都支部 東京頸髄損傷者連絡会
助	成	一般社団法人 日本損害保険協会



公益社団法人全国脊髄損傷者連合会第24回定時総会東京都大会 第52回全国頸髄損傷者連絡会総会・東京大会 資料目次

ご祝辞

国土交通大臣	中野 洋昌 様	3
全国脊髄損傷者連合会・顧問 / 参議院議員	衛藤 晟一 様	4
全国脊髄損傷者連合会・顧問 / 参議院議員	横沢 高德 様	5

ご挨拶

全国脊髄損傷者連合会・東京都支部長	三井 智哉	6
全国頸髄損傷者連絡会・会長	鴨治 慎吾	7
全国脊髄損傷者連合会・代表理事	大 濱 眞	8

日程表	10
-----	----

講演資料

公開講演Ⅰ「障害福祉サービスにおける人手不足とその対応について」	12
公開講演Ⅱ「未来の脊髄損傷治療へつながる リハビリテーション治療介入の標準化とは」	39

ご協賛いただいた企業のみなさま

錦城護謨株式会社 様	株式会社東京真空 様
コロプラスト株式会社 様	パーソナルアシスタント町田・相模原・八王子 様
コンビウィズ株式会社 様	はしもと接骨院 様
有限会社さいとう工房 様	福祉用具事業所IRS 様
ジェイ・ワークアウト株式会社 様	株式会社ゆめキッズ 様
DFree株式会社 様	Saki Coaching 様
USCIジャパン株式会社 様	就労継続支援B型roots 様
旭フォークリフト株式会社 様	有限会社千秋園 様
株式会社グローカルMA 様	ひらの行政書士事務所 様
東京練馬中央ロータリークラブ 様	株式会社Amical 様
東京練馬中央アトムズロータリー衛星クラブ 様	株式会社安藤製作所 様
特定非営利活動法人まるさき福祉会 様	オフィス天晴 様
株式会社みどり企画 様	有限会社金子石油店 様
株式会社YMK 様	株式会社TES 様
株式会社ぱすてる 様	有限会社まるみ 様
資格講習事業所つばめ 様	LIFT 様
ぜんち共済株式会社 様	



祝 辞

国土交通大臣 中野 洋昌

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会・第24回定時総会東京都大会及び第52回全国頸髄損傷者連絡会総会・東京大会の開催を祝し、心よりお慶び申し上げます。

はじめに、全国脊髄損傷者連合会及び全国頸髄損傷者連絡会の皆様におかれましては、日頃より脊髄損傷者及び頸髄損傷者の福祉の向上にご尽力されておりますことに敬意を表しますとともに、国土交通行政へのご理解とご協力をいただいておりますことに御礼申し上げます。

あらためて申し上げるまでもなく、障害の有無や特性にかかわらず、誰もが安心して参加し、活躍することの出来る共生社会の実現を目指していくことは、社会全体の責務であります。国土交通省としては平成18年に制定されました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、交通機関や建物のバリアフリー化を進めてまいりました。

現在は、令和3年度から令和7年度までの5年間を目標期間とするバリアフリー整備目標に基づき、鉄道駅や空港施設等における段差解消などの対策を進めるとともに、バリアフリースイッチや車椅子使用者用駐車施設等の適正利用のキャンペーンなど、心のバリアフリーの推進にも取り組んでいます。

引き続き、目標の達成に向けて取り組むとともに、令和8年度を開始年度とする新たな整備目標の策定等に向け、貴連合会をはじめとする関係当事者団体、事業者団体、有識者による検討会を中心に検討を進めているところです。

今後も、当事者団体の皆様からご意見を頂戴しながら、ハード・ソフト両面でのバリアフリー施策を推進し、共生社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、この総会の開催に当たっての関係者皆様の並々ならぬご努力に敬意を表し、総会のご成功を祈念いたしまして、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。



祝 辞

自由民主党 障害児者問題調査会長
参議院議員 衛藤 晟一

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会第24回
定時総会及び第52回全国頸髄損傷者連絡会総
会が盛大に開催されますこと心よりお祝い申
し上げます。

また、大会の準備や運営を含め、大濱代表理
事はじめ全国脊髄損傷者連合会及び全国頸髄
損傷者連絡会の皆様、東京都支部の皆様に対し、
心から敬意を表します。

さて、これまで国の障害福祉関係予算は毎年
度増加しており、障害者自立支援法の施行時から
は約4倍となり、令和7年度は約2兆2千億円
まで拡充してきました。厳しい財政状況の中であ
っても、必要な予算を確保し、障害のあるご
本人の地域生活等の願いを実現するため支援を
充実させていくことが重要です。

先般公表された政府の調査結果によれば、令
和6年度の障害福祉分野の賃金は、前年度から
5.34%増加していますが、8割近くの事業所
は報酬改定による加算額全額を令和6年度の賃
金改善に充てており、令和7年度の賃上げ余力
は限られています。

政府・与党においては、これまでも報酬改定
や補正予算において賃上げ支援などを講じてき
ておりますが、現場の皆様は、物価高の影響や
他業種への人材流出など、大変厳しい状況にあ
ると伺っており、引き続き、皆様とともに考え
、更なる支援策に取り組んでまいります。

今後とも、障害の有無にかかわらず、互いに
人格と個性を尊重し、安心して暮らすことので
きる共生社会の実現を目指してまいります。

結びに、大会の御成功と貴連合会及び連絡会
のますますの御発展、そして御参集の皆様の御
健勝と御多幸をお祈りいたします。



祝 辞

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会第24回定時総会が開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

少し自己紹介をさせていただきますと、オートバイ競技モトクロスの選手だった25歳の時、練習中の事故で脊髄を損傷し、車いす生活となりました。

パラアルペンスキーと出会い、再び夢を持ち挑戦する大切さ、支え合い生きる大切さを見つけることができ、2010年バンクーバーパラリンピックアルペンスキー日本代表として出場することができました。

健常者だった頃の視点、車いすからの視点、両方の視点から社会全体をとらえ、この国をもっと良くなっていきたいという思いで、前回の参議院議員選挙にて初当選させていただいてから、「共に生きる」社会の実現に取り組んで参りました。

公共交通のアクセシビリティ、バリアフリーの改善、インフラ整備におけるユニバーサルな視点の導入、政策における障がい者視点の追加など、一貫してスピード感を持って取り組んで参りました。

また、2024年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。社会的な障壁を取除くには既存の施設のユニバーサル化、合理的配慮の周知、地方のバリアフリーの推進、車椅子駐車場の適正利用、災害時の高齢者や障がい者の避難のあり方など、私たちをめぐる取組みはまだ道なかばであるものが多く、国全体として着実に取組みを進める必要があります。

今後とも皆さまと共に国の政策がより良いものとなるよう、真の共生社会の実現に向け、当事者として日々課題解決に取り組んで参ります。

引き続きの連携をお願い申し上げますと共に、貴会の益々のご発展と、本日ご参集の皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

立憲民主党 障がい・難病プロジェクトチーム 座長
参議院議員 横沢たかのり



歓迎の挨拶

全国脊髄損傷者連合会東京都支部
支部長 三井 智哉

この度、全国脊髄損傷者連合会と全国頸髄損傷者連絡会の全国総会を東京都で開催する運びとなりました。

東京都は日本の首都であり、政治・経済・文化の中心地として発展を遂げてきました。歴史と最先端が融合するこの街で、皆様をお迎えできることを大変嬉しく思います。

開催地である東京都は、アクセスの利便性が非常に高く、全国各地から飛行機・新幹線・高速バスなどでスムーズにお越しいただけます。都内の移動も、鉄道・地下鉄・バスが充実しており、観光や食事を楽しみながら快適に過ごすことができます。総会開催場所であるコレド室町の向かいには三越本店もございますのでお買い物なども楽しんではいかがでしょうか。

東京の食文化も魅力の一つです。全国の名産品が集まるだけでなく、江戸前寿司やもんじゃ焼き、深川めしなどのご当地グルメも楽しめます。また、ミシュラン星付きのレストランが数多く存在するのも東京ならではの魅力です。食の多様性と質の高さをぜひ体感してください。

これまで「東京は訪れる機会がなかった」という方もいらっしゃるかもしれません。この機会にぜひ、東京都の魅力に触れながら総会にご参加いただけると幸いです。

また、今回も引き続き全国脊髄損傷者連合会と全国頸髄損傷者連絡会の合同でシンポジウムや懇親会を予定しております。懐かしい方との再会だけでなく、新たな出会いの場としてもぜひご期待ください。

改めまして、今年も皆さんと顔を合わせ、共に1年を振り返り、未来について語り合えることを心から嬉しく思います。この総会が、皆様にとって有意義で、そして温かい交流の場となりますよう願っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



ご挨拶

全国頸髄損傷者連絡会
会長 鴨治 慎吾

今年は、東京日本橋の地で全国脊髄損傷者連合会で合同で全国大会（東京大会）を開催することとなりました。

今まで2回、合同での大会が行われました。今回で3回目の良き交流が行われることと思います。開催にあたり実行委員会及び各関係者・関係機関・支援者の皆様方におかれましては多大なるご支援、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

頸髄損傷とは、脊髄の最上部にある頸髄を損傷し、四肢麻痺や呼吸障害等を伴う障害です。

多くの者が車椅子及び、電動車椅子を使用しています。

現在、頸髄損傷者連絡会の活動は全国本部を中心として、11支部（栃木・東京・愛知・岐阜・京都・大阪・兵庫・香川・愛媛・徳島・九州）、地区連絡所（静岡）が連携し、セルフヘルプ活動を中心に障害者の権利保障、介助制度、交通・まちづくり、福祉用具、医療関係、住宅環境、所得保障・就労、女性の権利等に対して、情報、交流、講演、勉強会等を行い、全国レベル、地域レベルの問題に対応しています。

一昨年は「65歳問題学習会」として介護保険と障害福祉サービスとの併用についての問題点などを情報共有し、検討や活動を行いました。

今年は「誰もが尊厳を守られる支援（介護）とは」とのことで、2024国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）における総括所見から、総括所見から見える障害のある女性への支援に対する社会的な課題や障害者への異性介護問題、一厚労省の取り組みから一等を共有し、皆で話し合いを行いました。

他にも私達は様々な問題があります。その様々な問題を皆で解決していけばと思います。

同じ問題を抱える仲間としての輪を広げ、私たち皆の生活が少しでも良くなるような活動を行いたいと思います。また、引き続き、新たな会員さんに向けてセルフヘルプ活動もおこなっていきます。

これからも私たちは、社会の一員としてあたりまえに生きることや、どの地域でも主体性が認められた社会人として生活できる社会にすることを目指していきます。それは、簡単に実現できることではなく、すぐに成果を目にすることはできませんが、諦めず Take Action（行動すること）を継続しなくてはなりません。そのためにも、全国脊髄損傷者連合会とは今後も連携を深め、共通の課題解決に取り組んでいければと考えています。

2025年6月7日

基 調 報 告

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事 大濱 眞



全脊連の総会が東京都で開かれるのは久しぶりです。過去の資料を調べると前回開催は2007年ですので18年ぶりとなります。過去に比べると、現在は空前のインバウンドブームで、多くの外国人が日本を訪問し、その大半が東京経由だと思われます。円安ということもあり、都内の高級ホテルにも観光客が殺到し、東京のすべてのホテルがかつてないほど混雑し、宿泊代も高騰しています。そんな中で

の東京大会です。

さて、まずは私たち障がい者を取り巻く国との関係および社会情勢について、改めてここで整理してみます。2025年度の国の一般会計予算115.5兆円のうち社会保障関係費は38.3兆円（33.1%）となり、主要経費別分類でトップ。次が国債費、続いて地方交付税交付金となっています。その他の防衛関係費、公共事業関係費、文教及び科学振興費のどこをとっても予算が足りないということで、毎年のように増大している社会保障関係費をいかに削減するかが常に課題となっています。平たく言えば、私たちに関係する予算が狙われているということです。実際、介護保険の報酬単価が引き下げられ、介護保険事業所や老人ホームが倒産したり、倒産寸前になっています。

私たちにとって喫緊の課題は社会保障関係費をいかに守るかではなく、エッセンシャルワーカーとしての社会の基盤を支えている介護者や看護師、医師やコメディカル、なかんずく低所得の介護者と看護師の給与を平均的な所得水準以上の年収600万円超とすること。この低賃金を解消し、魅力ある職場とするために、これまで以上の社会保障関係費の確保が必要であるという攻めの姿勢が重要です。

それと同時に今、避けて通れない課題は、ともすればみな目を背けがちな国防の問題です。アメリカの国防費141兆円、中国は表向きは40兆円程度ですが実際は60兆円から70兆円と言われています。一方、日本は8.6兆円。日本に領有権がある沖縄の海域を中国の軍艦が平然と通過する。領空を中国軍機、ロシア軍機が侵犯する。日本の自衛隊の戦闘機が同じことをすると間違いなく撃墜されるでしょう。この事実は、障がい者であろうとなかろうと認識しておく必要があります。

このような厳しい社会情勢なかで私たち障がい者団体がお互いに協力し合うと同時に、それぞれの団体内部での結束が大事になっています。障がい者自身がかつて自分自身を突き詰め、社会の中で生きていくあり方を問い直したときに、やはり障が

い者の課題を解決する組織が必要だということを再認識するような活動が、障がい者団体として必要になっています。

最後に、脊髄再生医療の直近の動向を簡単に報告します。

札幌医科大学のステミラック注については、条件付き承認が年内に失効します。ただ、すでにステミラック注を投与された急性期脊髄損傷者は約200人にものぼります。そのデータを纏めてPMDAの審査を受けた後、年内には保険適用が申請される予定です。

次に、慶應義塾大学医学部における急性期脊髄損傷患者へのiPS細胞移植についてです。4例目の移植された患者の観察期間も終わり、今年3月末にその結果が報告されました。それによると、安全性の確認という当初の目的はクリアし、同時に移植による効果も確認できたと発表されています。

また、慢性期の脊髄損傷患者への細胞移植については2027年には医師主導治験が開始される見込みです。

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会第24回定時総会東京都大会 第52回全国頸髄損傷者連絡会総会・東京大会 日程表

■第一日目 2025年6月7日（土）

全脊連受付	11:30～12:30	日本橋ライフサイエンスハブ	
全脊連代表者会議	12:30～14:30	（Zoom併用）	
頸損連受付	14:20～14:50	日本橋ライフサイエンスハブ	
式典	14:50～15:50	（YouTubeでライブ配信）	【*】
公開講演Ⅰ	16:00～17:00	（YouTubeでライブ配信）	【*】
演題： 障害福祉サービスにおける人手不足と その対応について			
講師： 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課長 伊藤 洋平 様			
記念撮影	17:00	日本橋ライフサイエンスハブ	【*】
懇親会	18:00～20:00	Che Voglia!（ケ・ヴォーリア）	【*】

■第二日目 2025年6月8日（日）

頸損連受付	10:00～10:30	日本橋ライフサイエンスハブ	
頸損連総会	10:30～12:30	（Zoom併用）	
全脊連受付	12:15～12:45	日本橋ライフサイエンスハブ	
公開講演Ⅱ	12:45～13:45	（YouTubeでライブ配信）	【*】
演題： 未来の脊髄損傷治療へつながる リハビリテーション治療介入の標準化とは			
講師： 独立行政法人労働者健康安全機構 北海道せき損センター 副院長 松本 聡子 様			
全脊連総会	14:00～17:00	（Zoom併用）	

【*】式典、公開講演、懇親会は、全脊連と頸損連の合同で開催します。

開室	時刻	内容	URL
06/07土 12:00	12:30 ～ 14:30	全脊連 代表者会議	下記をご参照ください。 - 全脊連の支部長ML (05/18日16:09の [全脊連支部長:1310]) - 全脊連の役員ML (05/18日16:09の [全脊連役員:2075]) - 全脊連総会の議案書のp9
06/07土 14:00	14:50 ～ 17:00	式典 公開講演Ⅰ (障害福祉)	https://www.youtube.com/watch?v=8BFXObDFN_c 
06/08日 10:00	10:30 ～ 12:30	頸損連総会	頸損連から総会参加者に事前にZoom情報をお知らせしています。
06/08日 12:00	12:45 ～ 13:45	公開講演Ⅱ (リハビリ)	https://www.youtube.com/watch?v=r60hHqHyNmW 
06/08日 13:50	14:00 ～ 17:00	全脊連総会	下記をご参照ください。 - 全脊連の支部長ML (05/18日16:09の [全脊連支部長:1310]) - 全脊連の役員ML (05/18日16:09の [全脊連役員:2075]) - 全脊連総会の議案書のp9

※当日の連絡先

東京都頸髄損傷者連絡会 → 090-8567-5150

全脊連本部の石黒 → 080-4362-0929 (本部事務所の転送用番号)

全脊連本部の吉谷 → 090-8003-2939

講演資料：公開講演Ⅰ

「障害福祉サービスにおける人手不足と
その対応について」

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課長 伊藤 洋平 様

**公益社団法人全国脊髄損傷者連合会第24回定時総会東京都大会
第52回全国頸髄損傷者連絡会総会・東京大会**

障害福祉サービスにおける人手不足とその対応について

令和7年6月7日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課長 伊藤 洋平

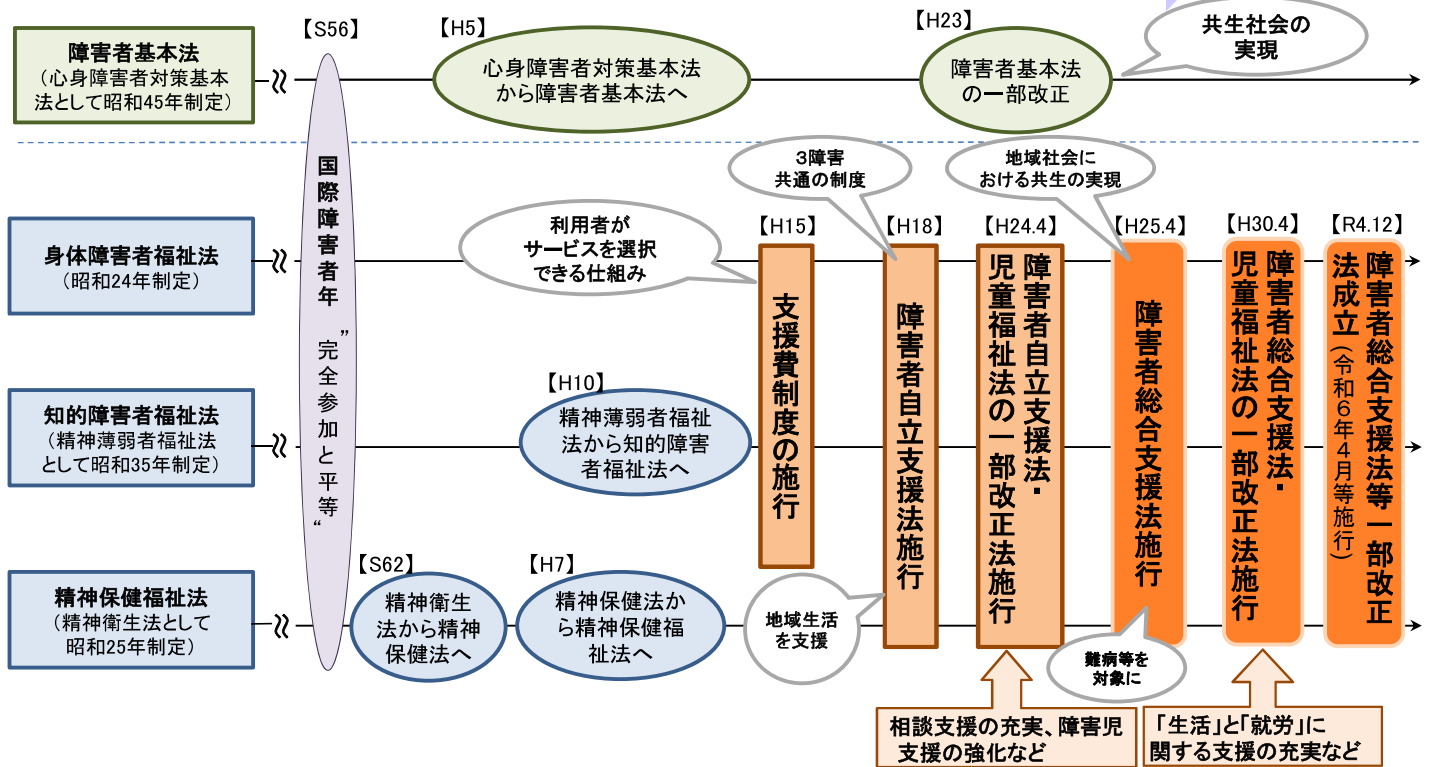
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

障害福祉サービスにおける人手不足とその対応について

1. 障害保健福祉施策の現状について
2. 障害福祉サービス等に係る福祉人材の状況と確保について
3. 今後の施策について

障害保健福祉施策の歴史

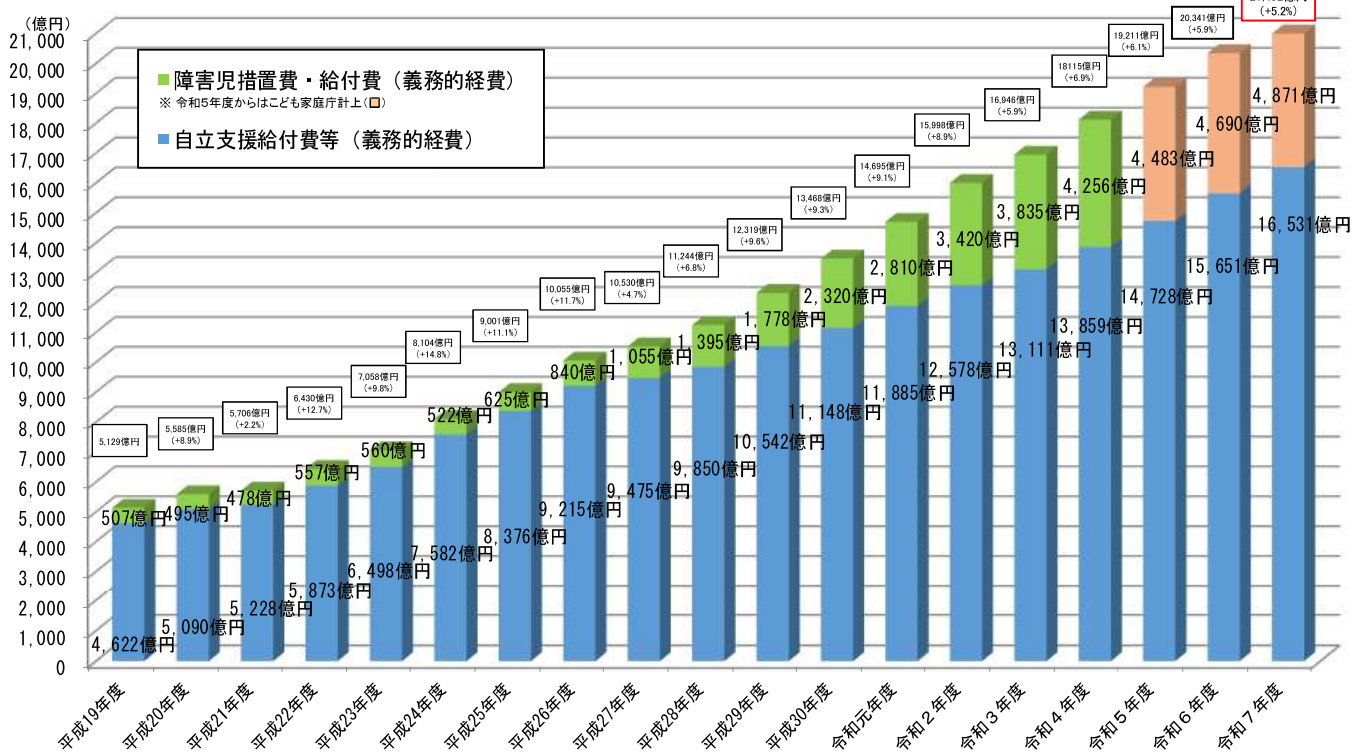
「ノーマライゼーション」理念の浸透



2

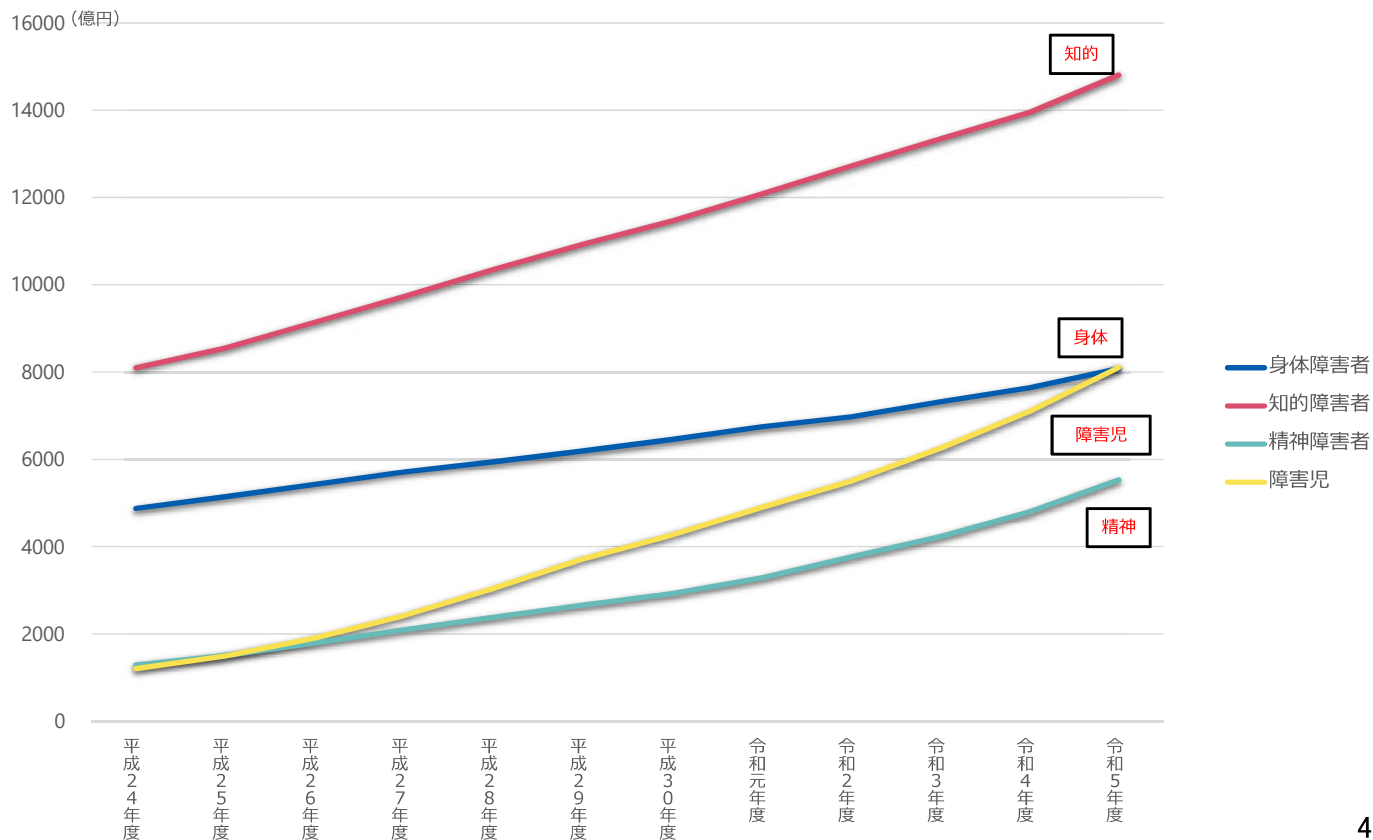
障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は18年間で約4倍に増加している。



3

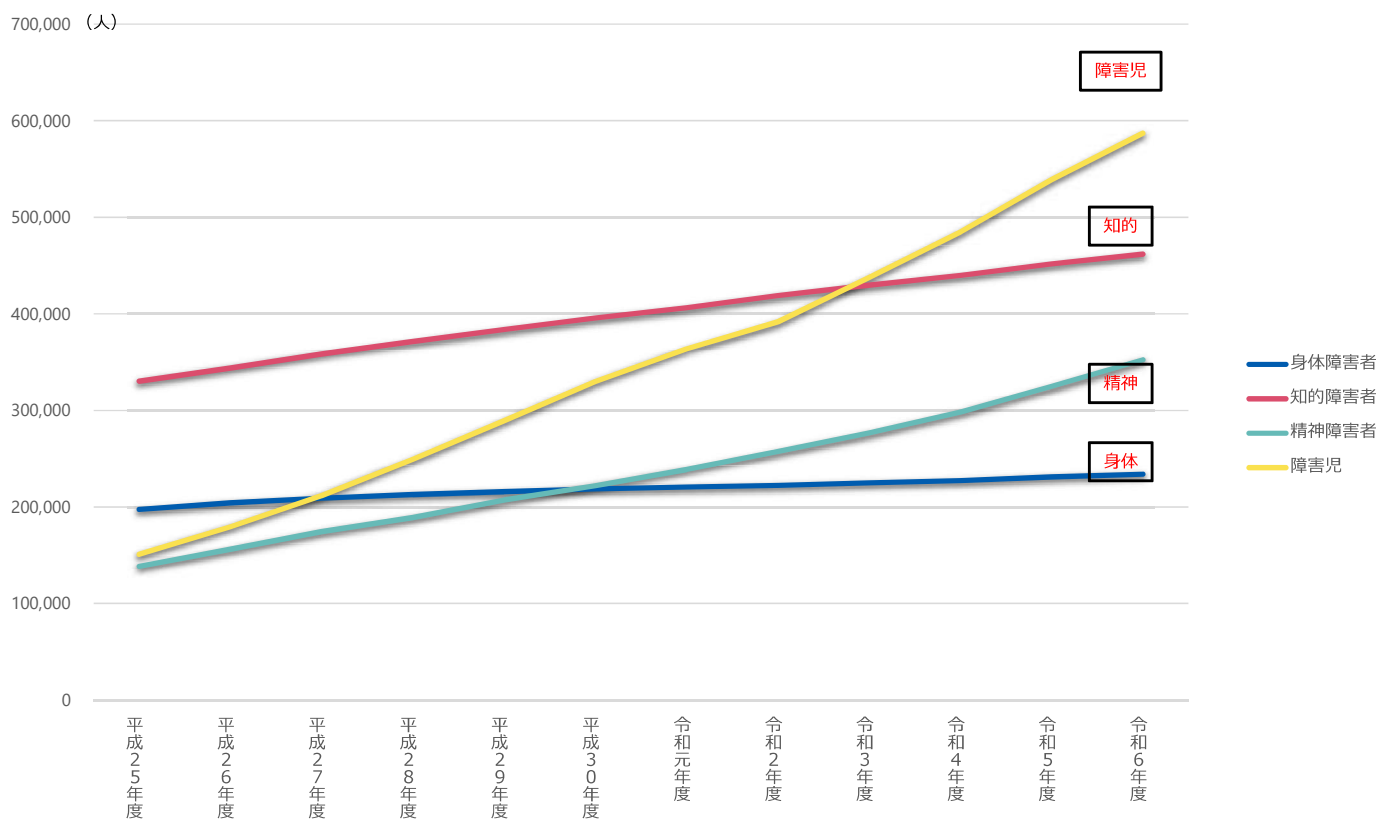
障害福祉サービス等の総費用額の推移



※ 国保連データから作成。

4

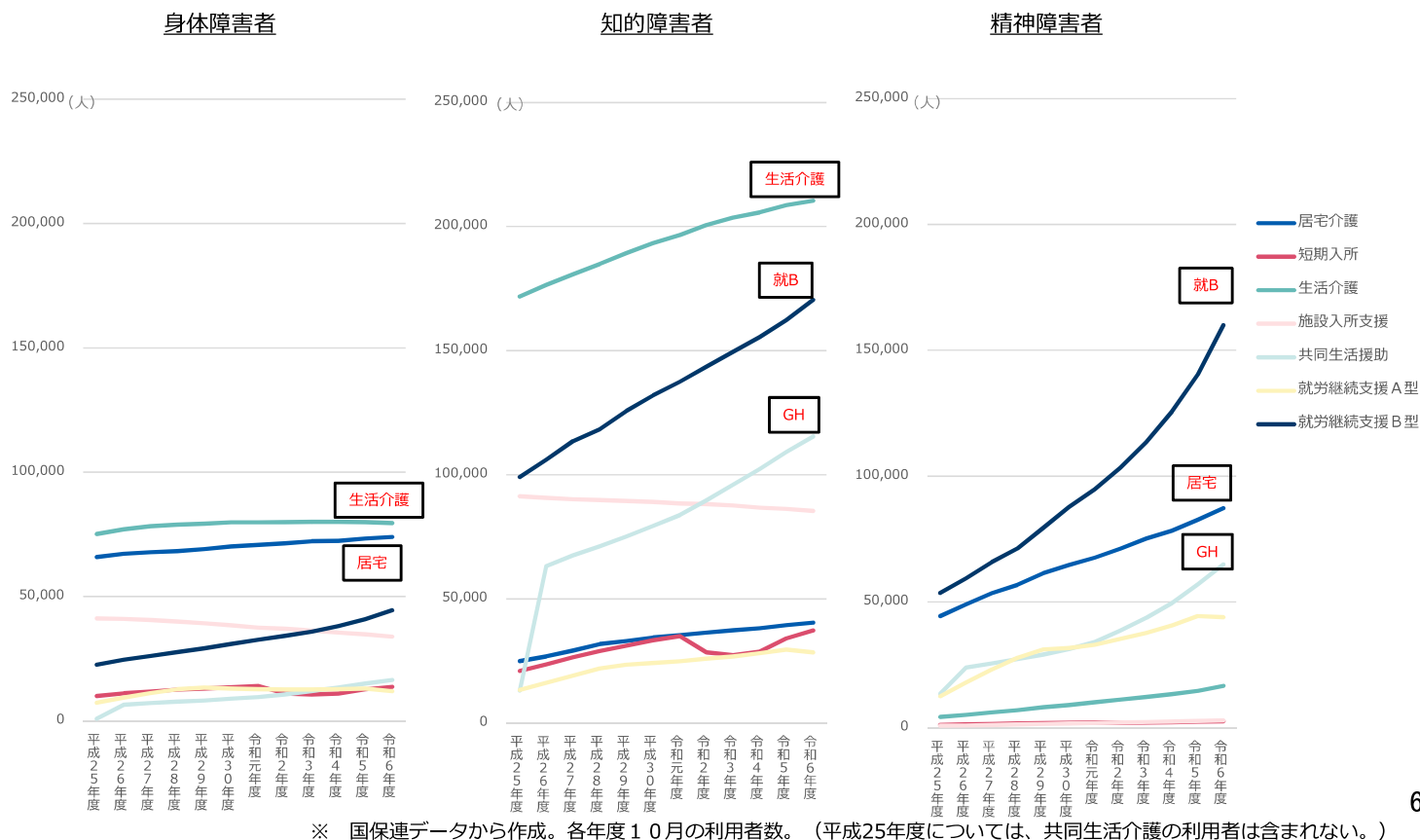
障害福祉サービス等の利用者数の推移



※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。

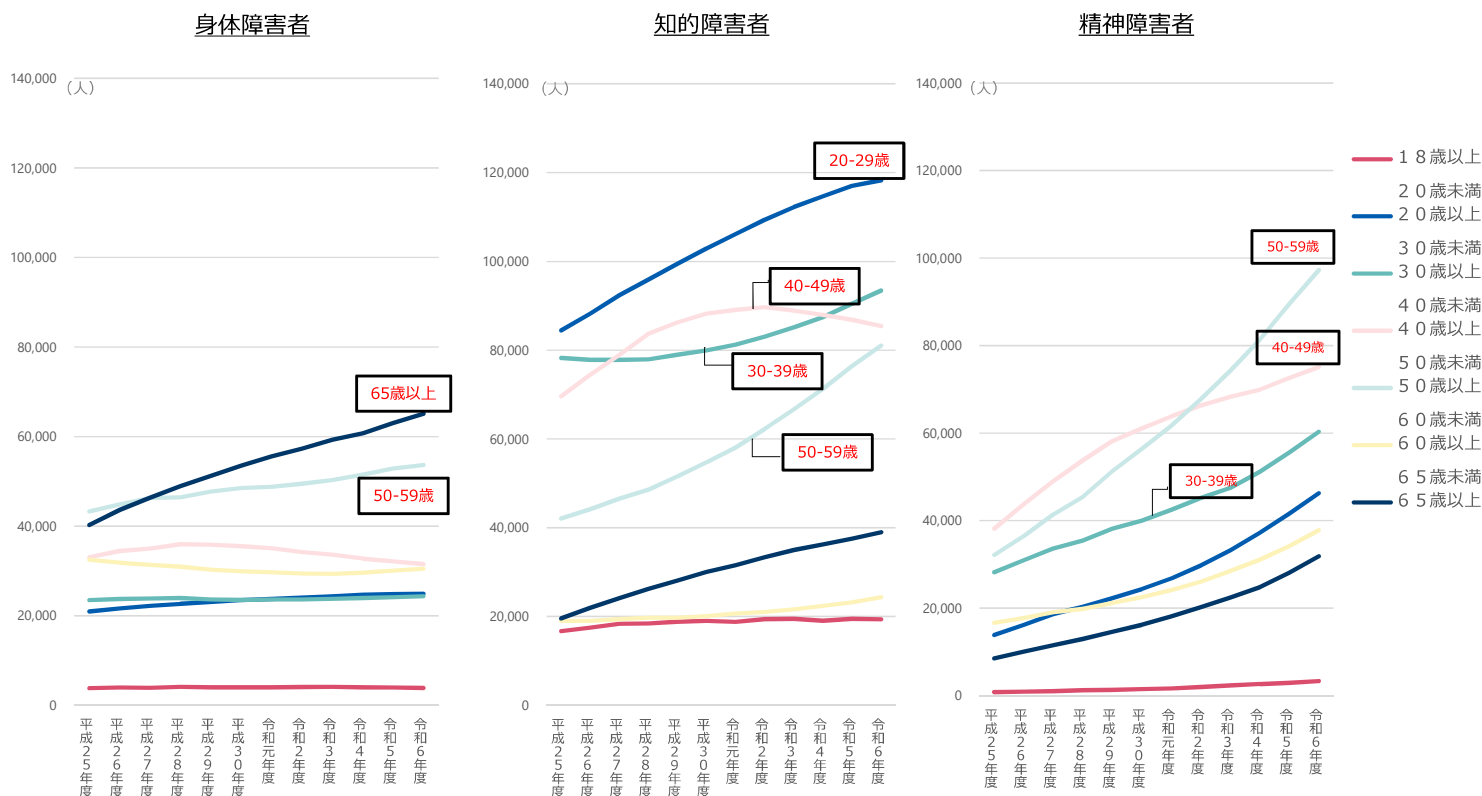
5

身体・知的・精神障害者のサービス種類ごとの利用者数の推移



6

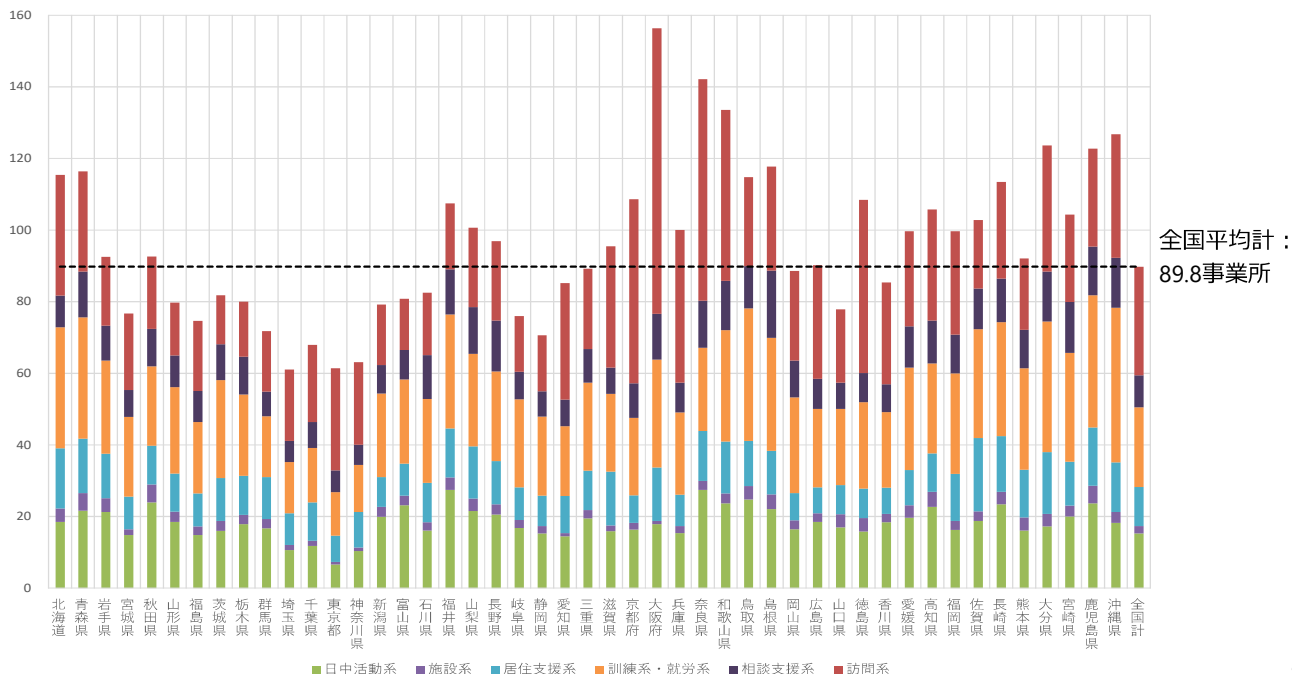
身体・知的・精神障害者の年齢別の利用者数の推移



7

障害福祉サービス事業所の数や分布の地域差

- 人口10万人当たり障害福祉サービス事業所数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
- ・ 障害福祉サービス事業所全体でみると、大阪府、奈良県、和歌山県が大きく、埼玉県、東京都、神奈川県が小さい。
- ・ 訪問系サービス事業所に限ると、大阪府、奈良県、京都府が大きく、茨城県、富山県、山形県が小さい。

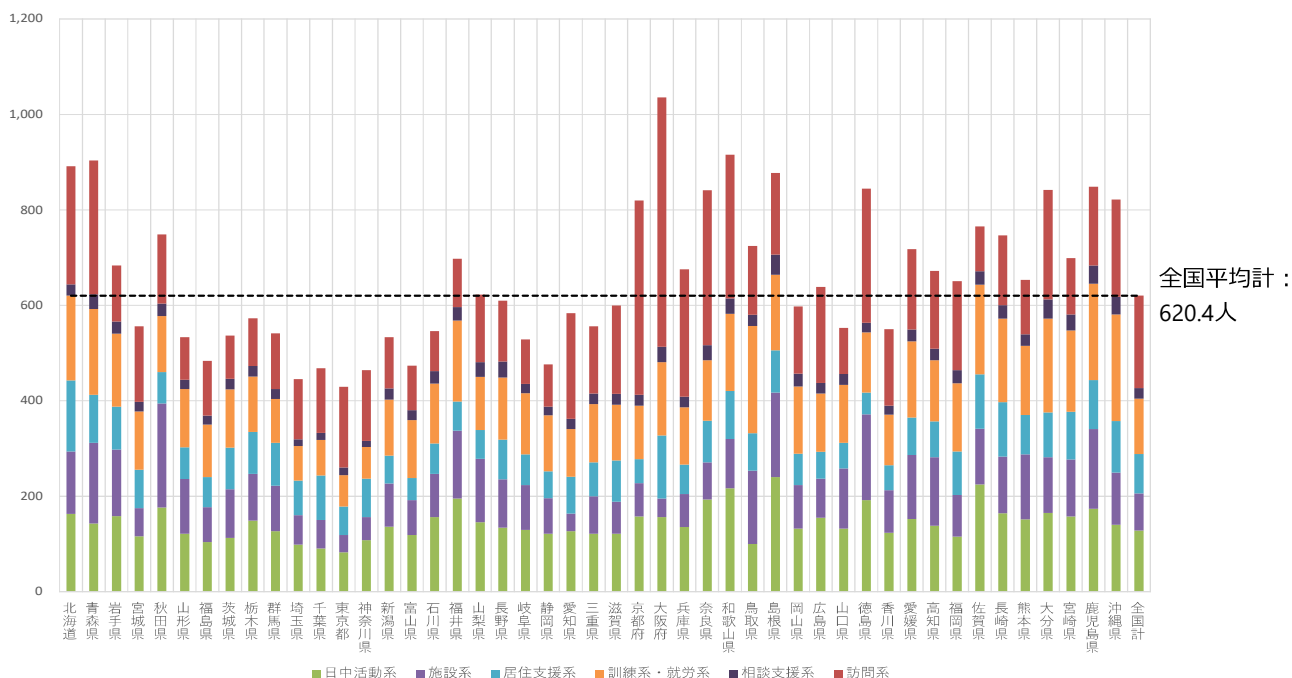


(出典)「国保連データ」(令和5年10月サービス提供分)及び総務省統計局「人口推計」(2023年(令和5年)10月1日現在)より作成。

8

障害福祉サービス従事者の数や分布の地域差

- 人口10万人当たり障害福祉サービス従事者数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
- ・ 障害福祉サービス事業所全体でみると、大阪府、和歌山県、青森県が大きく、東京都、埼玉県、神奈川県が小さい。
- ・ 訪問系サービス事業所に限ると、大阪府、京都府、奈良県が大きく、石川県、静岡県、山形県が小さい。

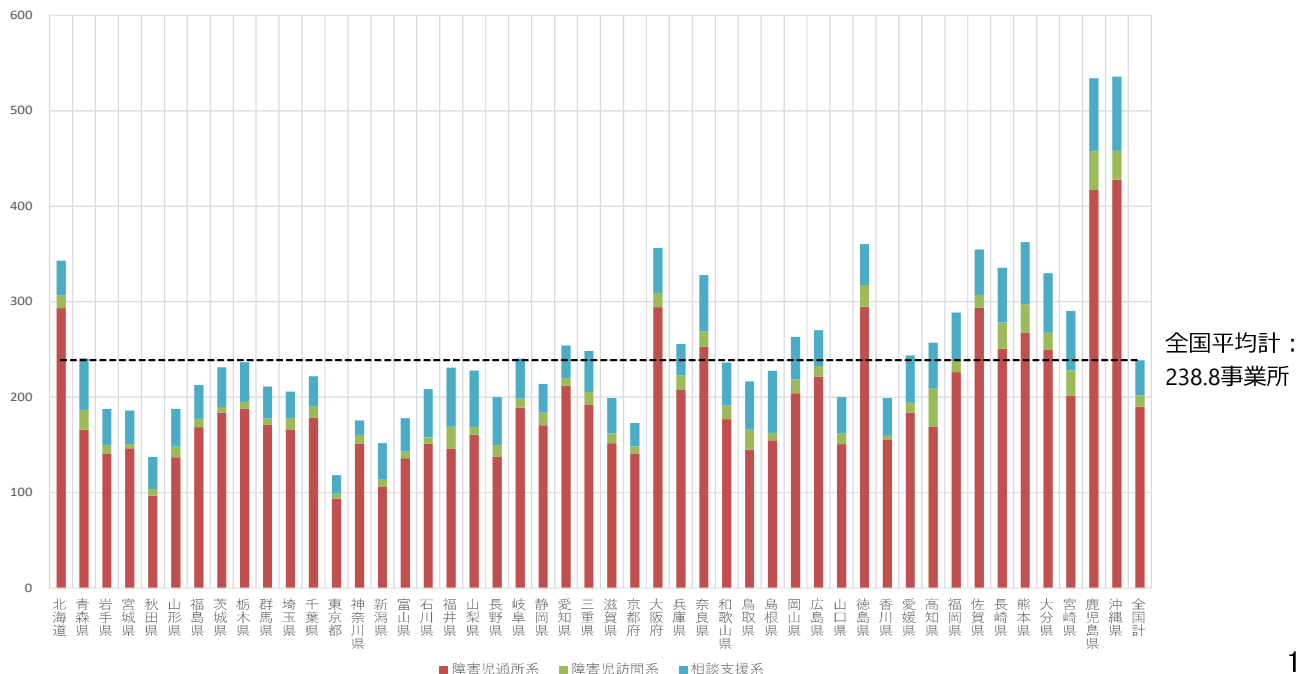


(出典)厚生労働省「令和5年社会福祉施設等調査」及び総務省統計局「人口推計」(2023年(令和5年)10月1日現在)より作成。

9

障害児支援サービス事業所の数や分布の地域差

- 18歳未満人口10万人当たり障害児支援サービス事業所数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
 - ・ 障害児支援サービス事業所全体でみると、沖縄県、鹿児島県、熊本県が大きく、東京都、秋田県、新潟県が小さい。
 - ・ 障害児通所系サービス事業所に限ると、沖縄県、鹿児島県、徳島県が大きく、東京都、秋田県、新潟県が小さい。

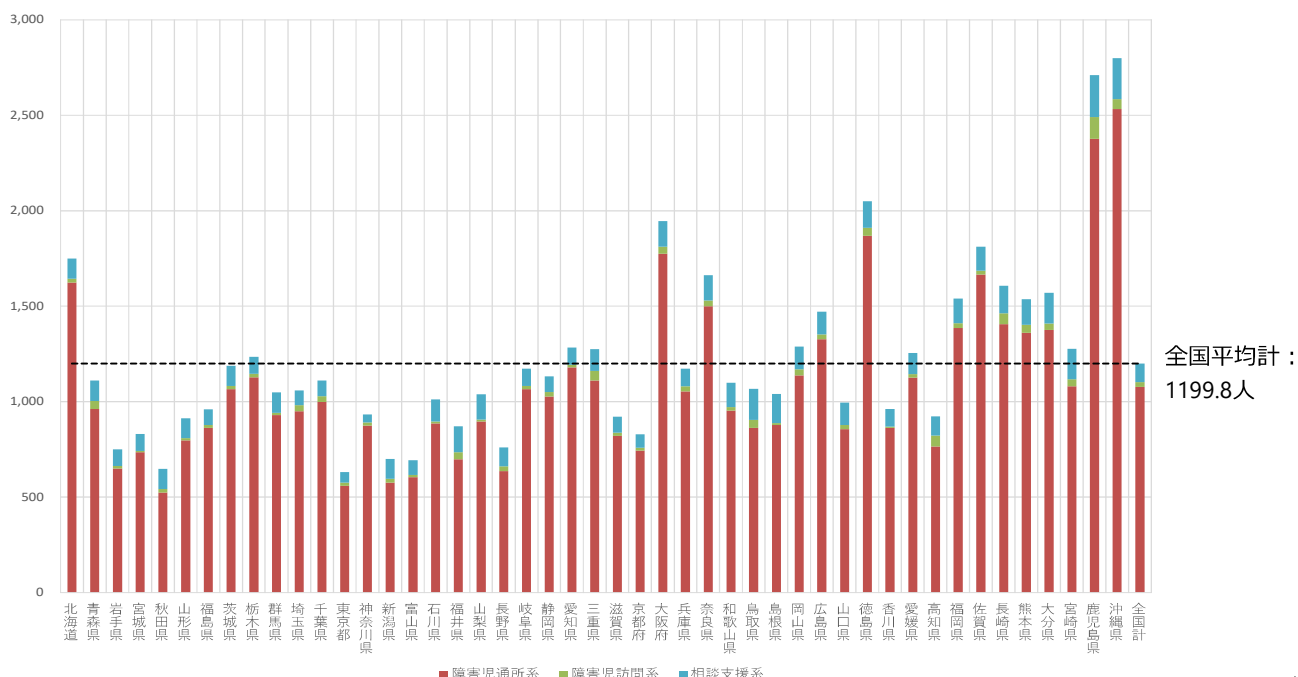


(出典)「国保連データ」(令和5年10月サービス提供分)及び総務省統計局「人口推計」(2023年(令和5年)10月1日現在)より作成。18歳未満人口については、「人口推計」より推計。

10

障害児支援サービス従事者の数や分布の地域差

- 18歳未満人口10万人当たり障害児支援サービス従事者数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
 - ・ 障害児支援サービス事業所全体でみると、沖縄県、鹿児島県、徳島県が大きく、東京都、秋田県、富山県が小さい。
 - ・ 障害児通所系サービス事業所に限ると、沖縄県、鹿児島県、徳島県が大きく、秋田県、東京都、新潟県が小さい。



(出典)厚生労働省「令和5年社会福祉施設等調査」及び総務省統計局「人口推計」(2023年(令和5年)10月1日現在)より作成。18歳未満人口については、「人口推計」より推計。

11

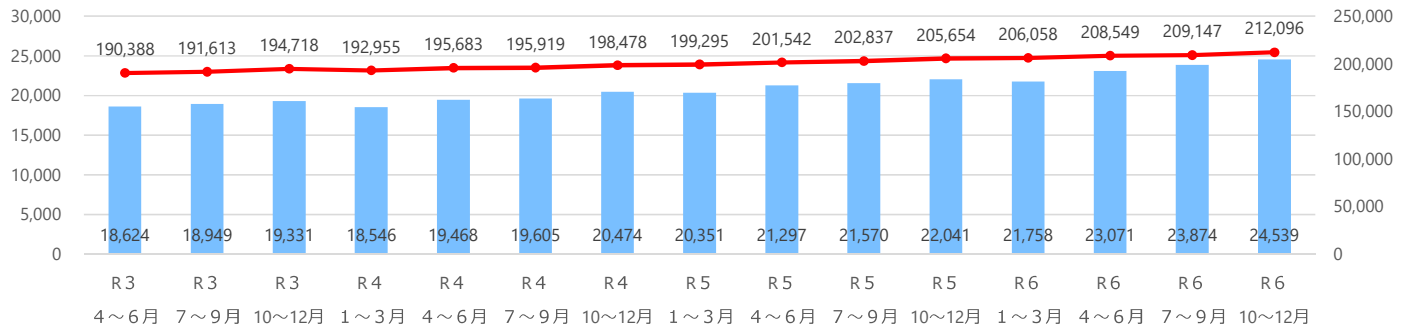
居宅介護：総費用、利用人数、1人当たり費用額

単位:百万円

総費用

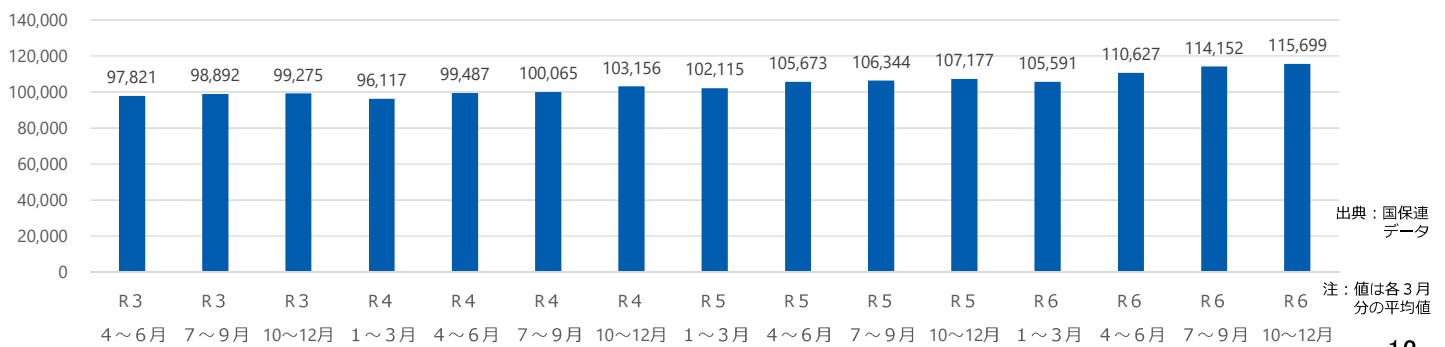
利用人数

単位:人



単位:円

1人当たり費用額



12

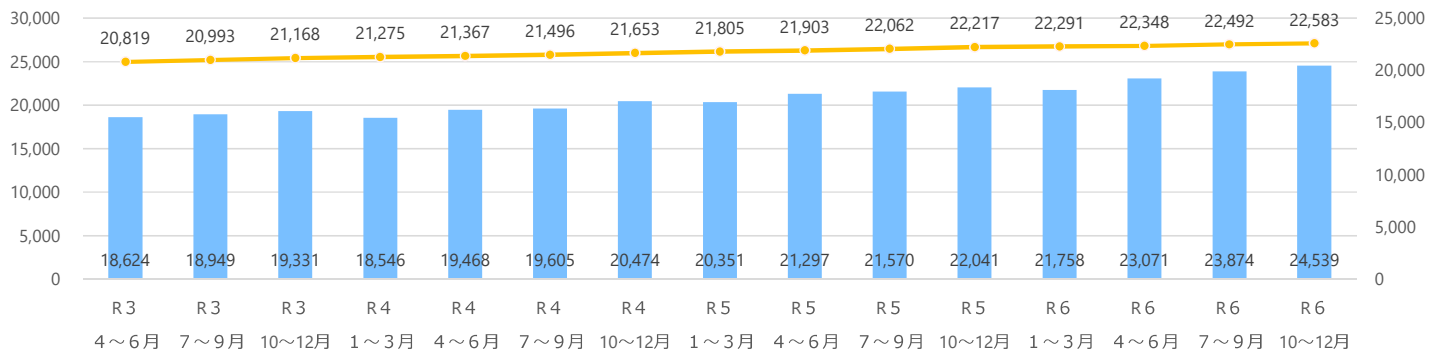
居宅介護：総費用、事業所数、1事業所当たり費用額

単位:百万円

総費用

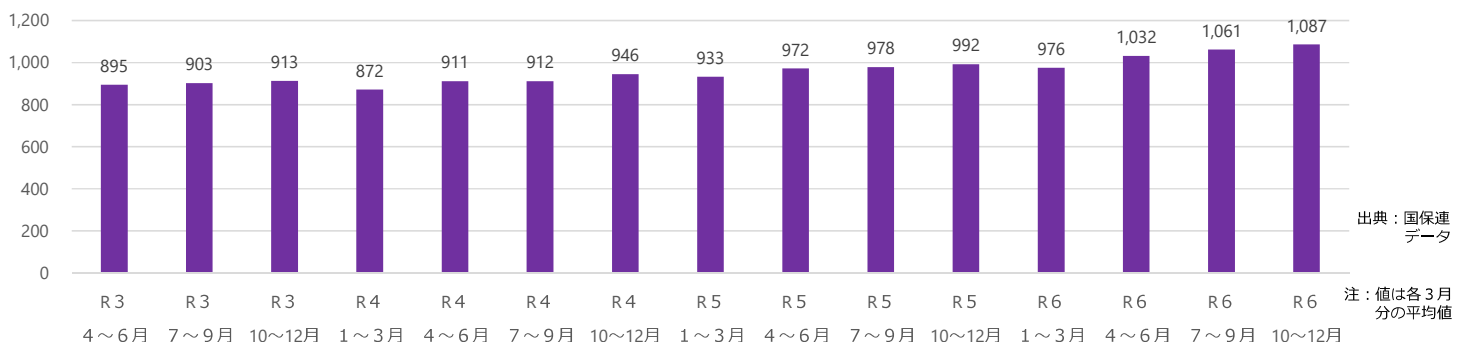
事業所数

単位:箇所



単位:千円

1事業所当たり費用額



13

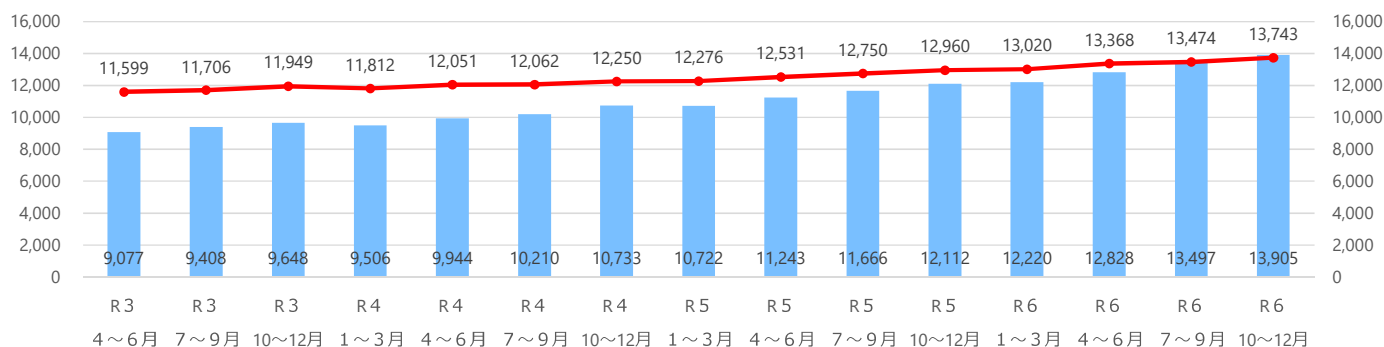
重度訪問介護：総費用、利用人数、1人当たり費用額

単位:百万円

総費用

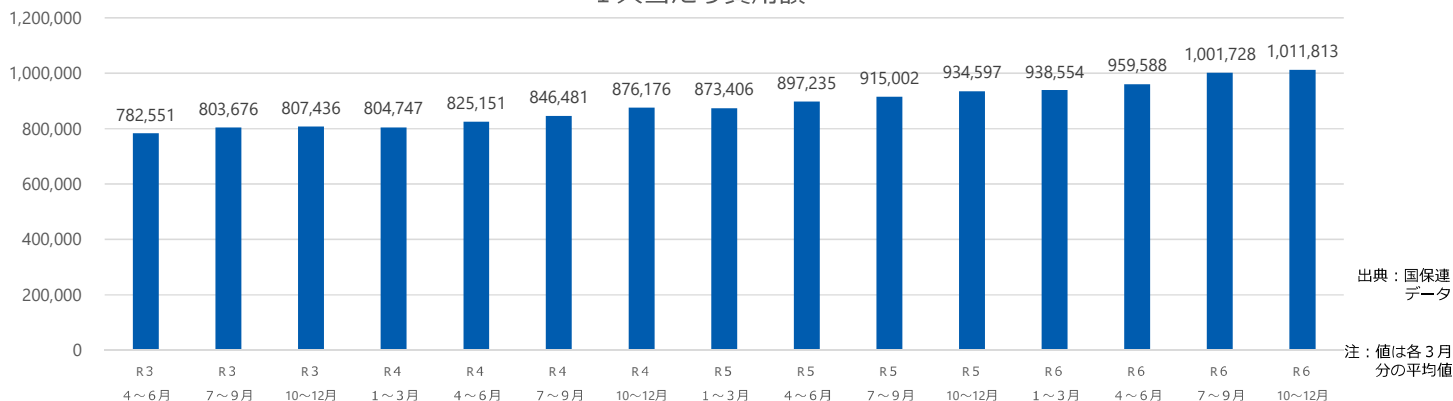
利用人数

単位:人



単位:円

1人当たり費用額



14

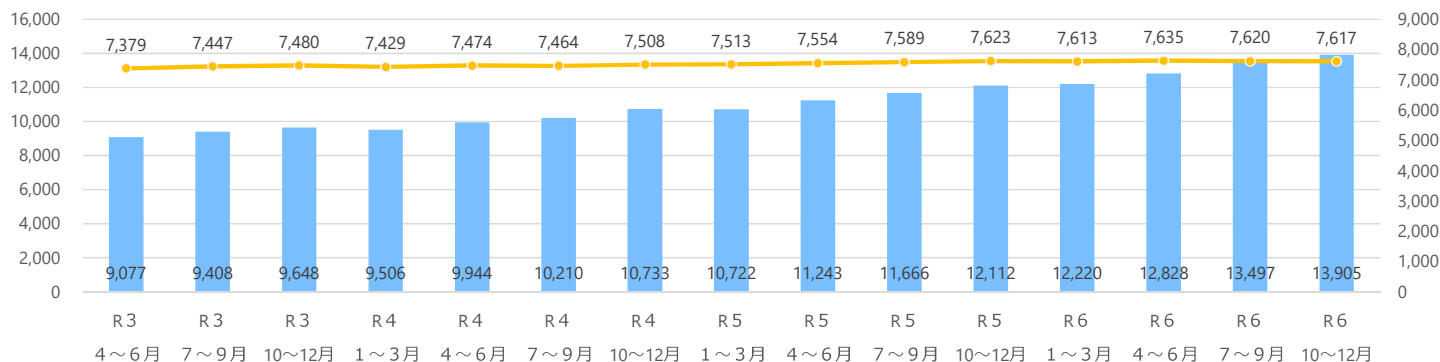
重度訪問介護：総費用、事業所数、1事業所当たり費用額

単位:百万円

総費用

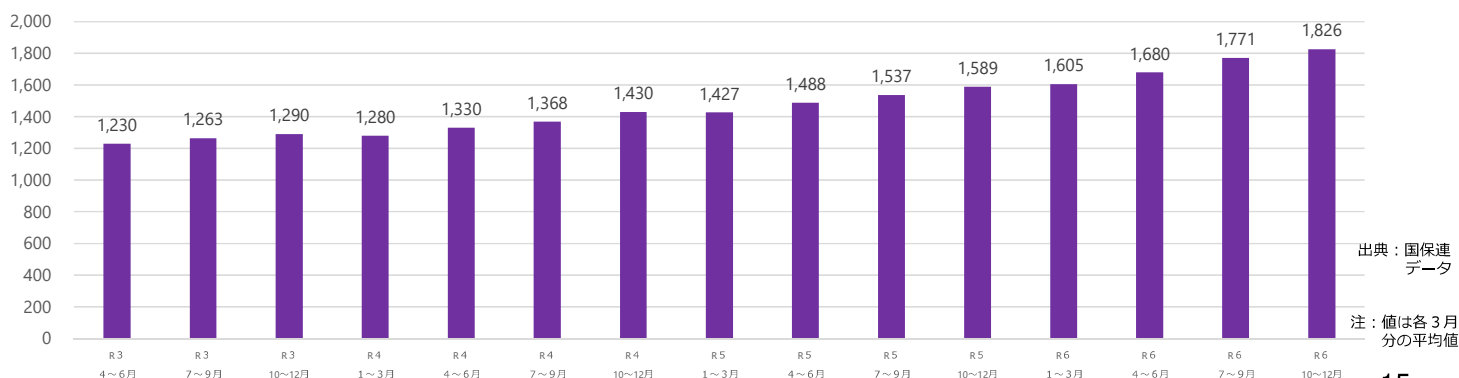
事業所数

単位:箇所



単位:千円

1事業所当たり費用額



15

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約1,165万人^(※1)中、18歳～64歳の在宅者数約487万人^(※2)

(内訳: 身体423.0万人、知的126.8万人、精神614.8万人)

(内訳: 身体99.5万人、知的66.9万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約29.6% 就労系障害福祉サービスの利用が約33.3%
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、令和5年は約2.7万人が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約3.6万人
 - ・就労継続支援A型 約9.0万人
 - ・就労継続支援B型 約35.3万人
- (令和6年3月)

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/H15	1.0倍
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
7,717人/H24	6.0倍
10,001人/H25	7.8倍
10,920人/H26	8.5倍
11,928人/H27	9.3倍
13,517人/H28	10.5倍
14,845人/H29	11.5倍
19,963人/H30	15.5倍
21,919人/R1	17.0倍
18,599人/R2	14.4倍
21,380人/R3	16.6倍
24,426人/R4	19.0倍

26,586人/R5 20.6倍

就職

就職 6,115人/年

企業等

雇用者数

約67.7万人
(令和6年6月1日)

※40.0人以上企業

※身体、知的、精神

(精神は手帳所有者に限る)

ハローワークからの紹介就職件数

110,756件

※A型: 29,081件

(令和5年度)

12,809人/年

(うち就労系障害福祉サービス 6,881人)

特別支援学校

卒業生20,641人(令和6年3月卒)

639人/年

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ、学校基本調査、障害者雇用状況調査、患者調査、生活のしづらさなどに関する調査 等

16

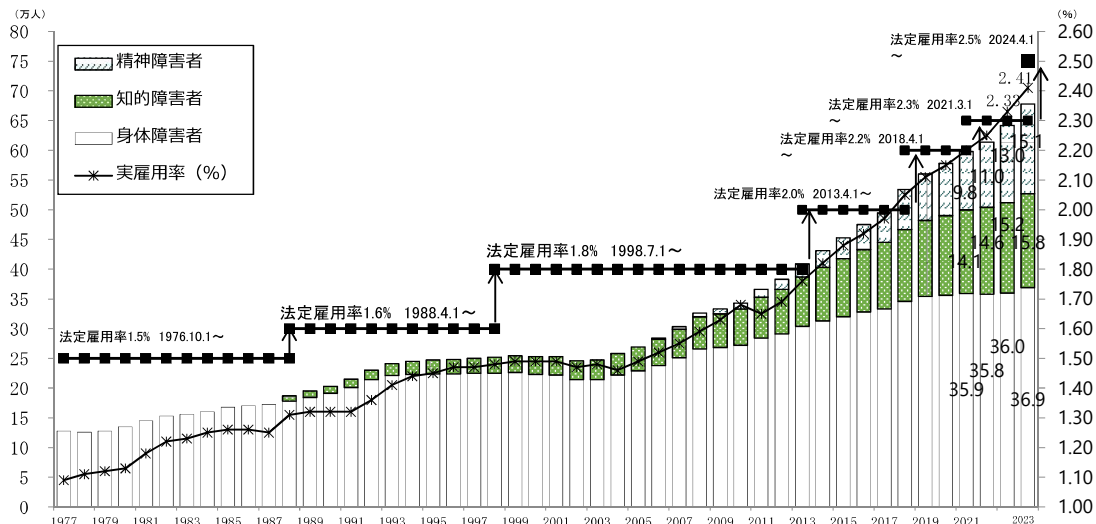
障害者雇用の状況

○民間企業の雇用状況 (2024年6月1日現在)

雇用者数 67.7万人 (身体障害者36.9万人、知的障害者15.8万人、精神障害者15.1万人)

実雇用率 2.41% 法定雇用率達成企業割合 46.0%

○雇用者数は21年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。



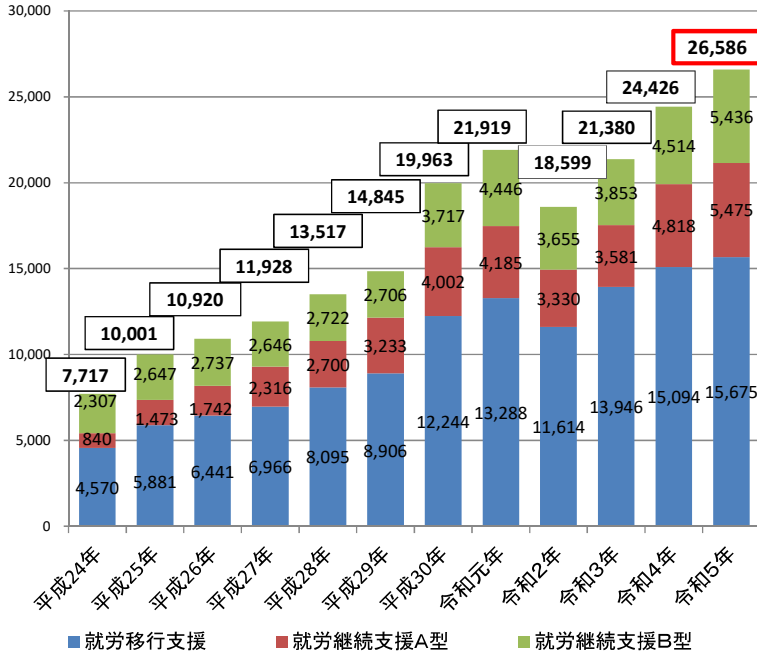
出典: 障害者雇用状況の集計結果

17

一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

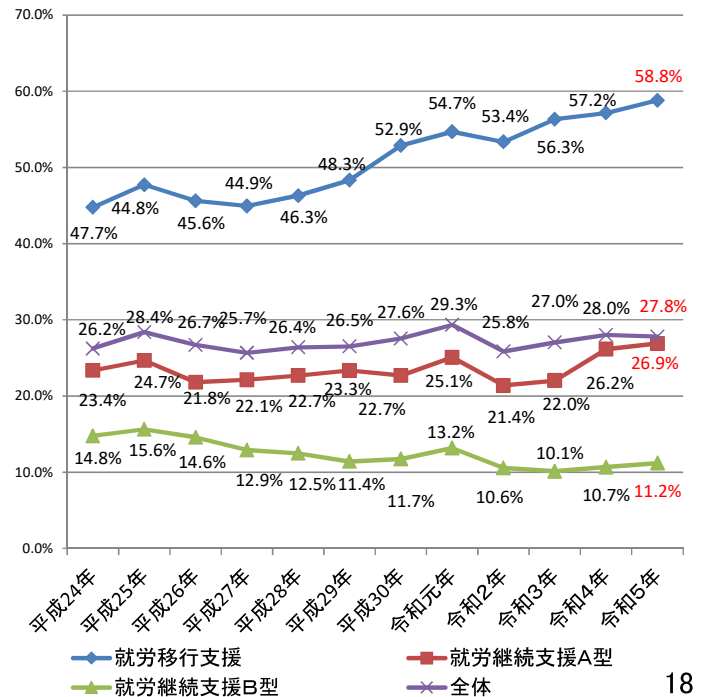
- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、令和5年においては前年比約9%増となり、約2.7万人であった。
- 令和5年におけるサービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型において前年より増加している。

＜一般就労への移行者数の推移＞



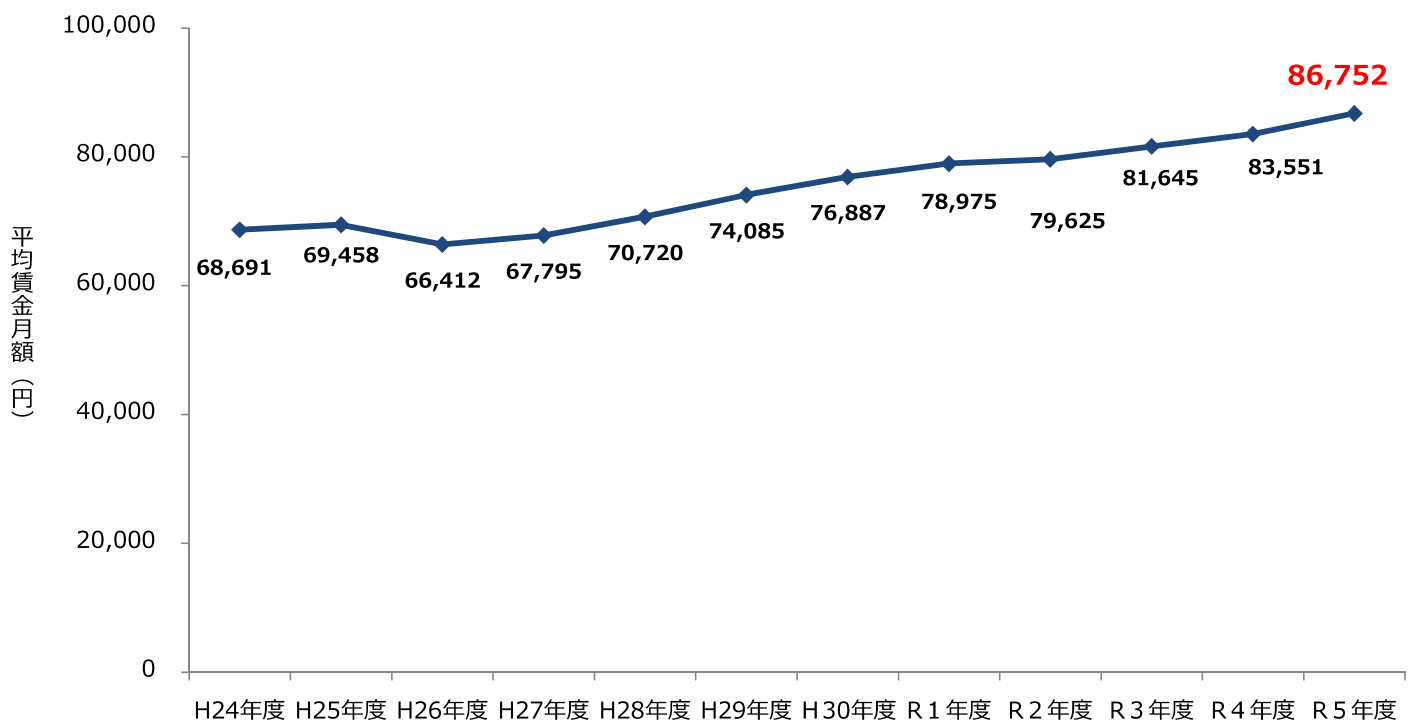
【出典】社会福祉施設等調査(各年の移行者数は、当該年の10月1日時点における前年1年間の実績)

＜サービス利用終了者に占める一般就労への移行者割合の推移＞



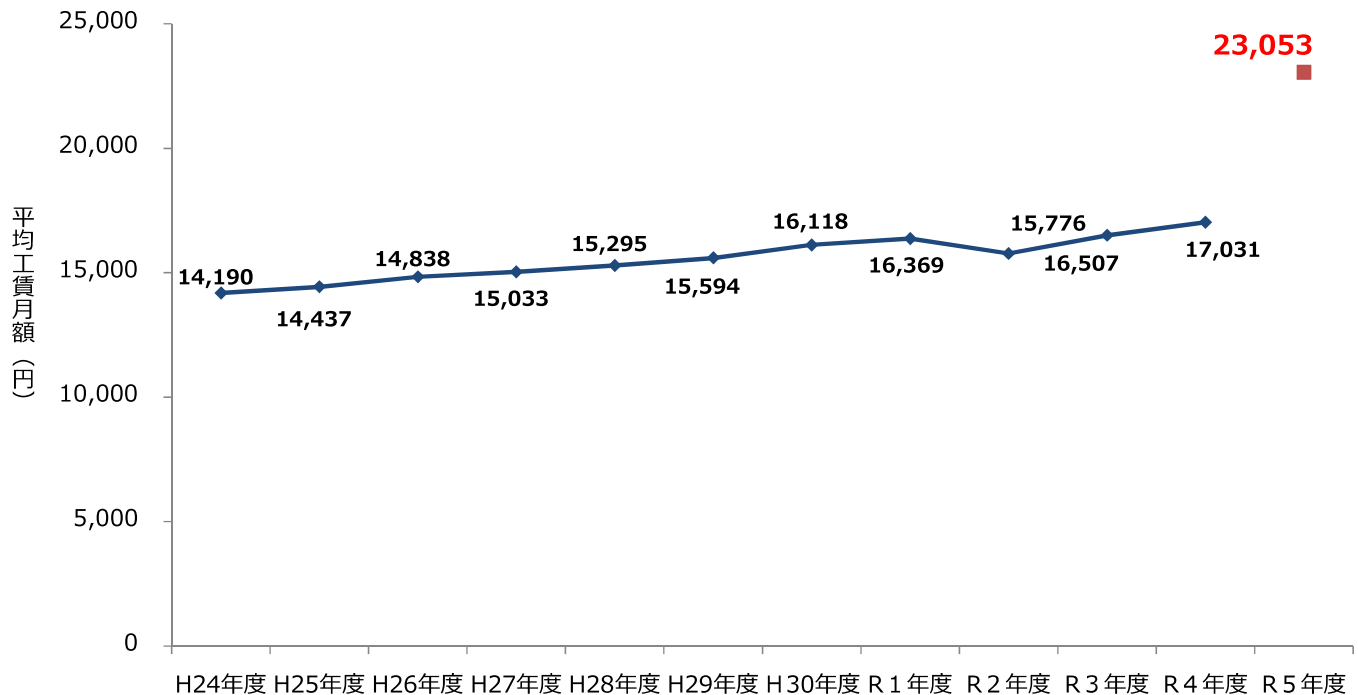
18

就労継続支援A型事業所における平均賃金月額推移



19

就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額の推移



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援 B 型事業所については、令和 4 年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和 5 年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）。

20

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

令和 2 年 10 月から、通勤や職場等における支援に取り組む意欲的な企業や自治体を支援するため、雇用施策と福祉施策が連携し、重度障害者等に対する通勤や職場等における支援を実施。

対象者

以下の要件を満たす者

- ① 重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者
- ② 民間企業で雇用されている者 又は 自営等で働く者

支援体制

以下のサービス事業者

- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護

事業内容

- ・ 地域生活支援促進事業を利用する雇用障害者のために職場介助者・通勤援助者を委嘱（重度訪問介護等事業者に委嘱した場合に限る。）した企業に対し、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、その費用の一部を助成（雇用施策：障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- ・ 自営等や企業で働く重度障害者等に対して、市町村から重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を実施（福祉施策：地域生活支援促進事業）

(JEED)
助成金による支援

通勤中の介助
(3 か月目まで)



業務に関連する介助
(機器の操作・入力、文書の作成・朗読等)



※自営・請負等の方は、JEED助成金の対象外であるため、通勤中の介助、職場等における支援及び業務に関連する介助の支援を特別事業により受けられます。

(市区町村)
特別事業による支援

通勤中の介助
(4 か月目以降※)



職場等における支援
(食事・排泄の介助、姿勢の調整、喀痰吸引等)



※企業に雇用される事業利用者で、事業主がJEEDの助成金を利用する場合

21

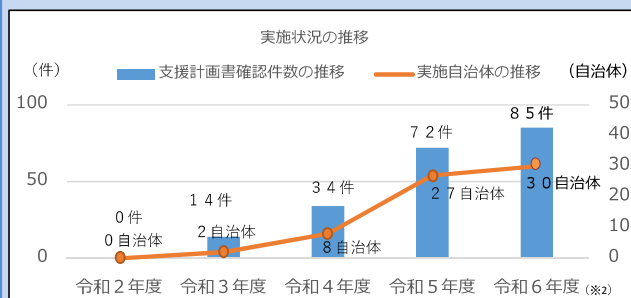
重度障害者等に対する通勤や職場等における支援（実績）

雇用施策

① 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）

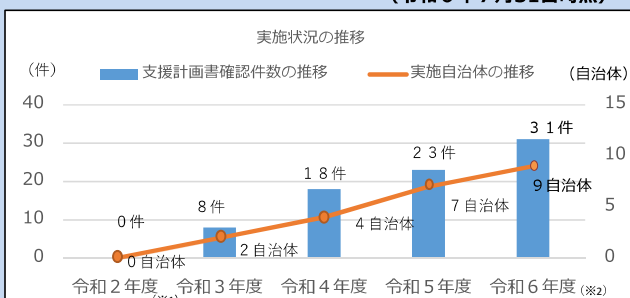
支援計画書確認 30自治体、85件（支援計画書確認件数）
（令和6年7月31日時点）



② 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）

支援計画書確認 9自治体、31件（支援計画書確認件数）
（令和6年7月31日時点）



※1 令和2年10月1日より事業実施 ※2 令和6年7月31日時点

※ 支援実施年度に対応した実績

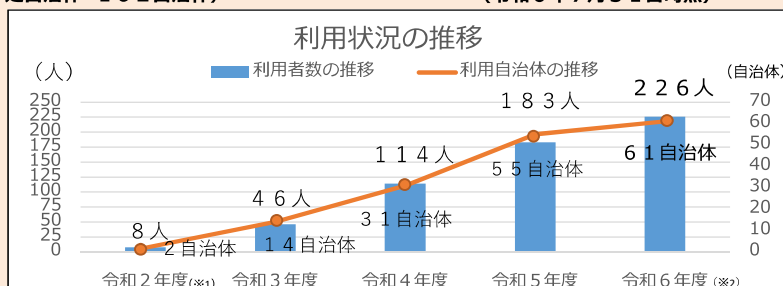
福祉施策

③ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

実施自治体 61自治体、利用者数 226人（雇用114人、自営等112人）

（※実施予定自治体 102自治体）

（令和6年7月31日時点）



※1 令和2年10月1日より事業実施 ※2 令和6年7月31日時点

※ 支援実施年度に対応した実績

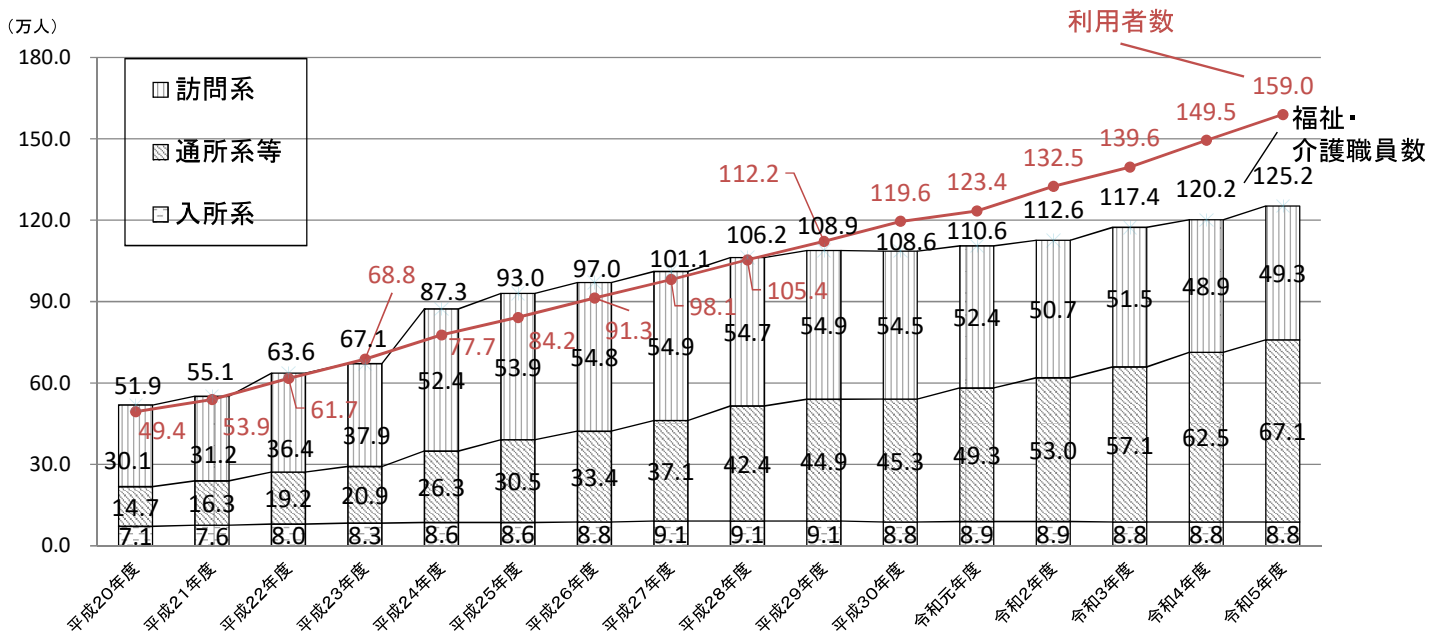
22

障害福祉サービスにおける人手不足とその対応について

1. 障害保健福祉施策の現状について
2. 障害福祉サービス等に係る福祉人材の状況と確保について
3. 今後の施策について

障害福祉分野の福祉・介護職員数の推移(推計値)

○ 障害福祉サービス等の利用者数は15年間で約3.2倍に増加しているのに対し、サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は17年間で約2.4倍となっている。



【出典】

(1)利用者数:

国保連データに基づく各年度3月の利用者数を記載。

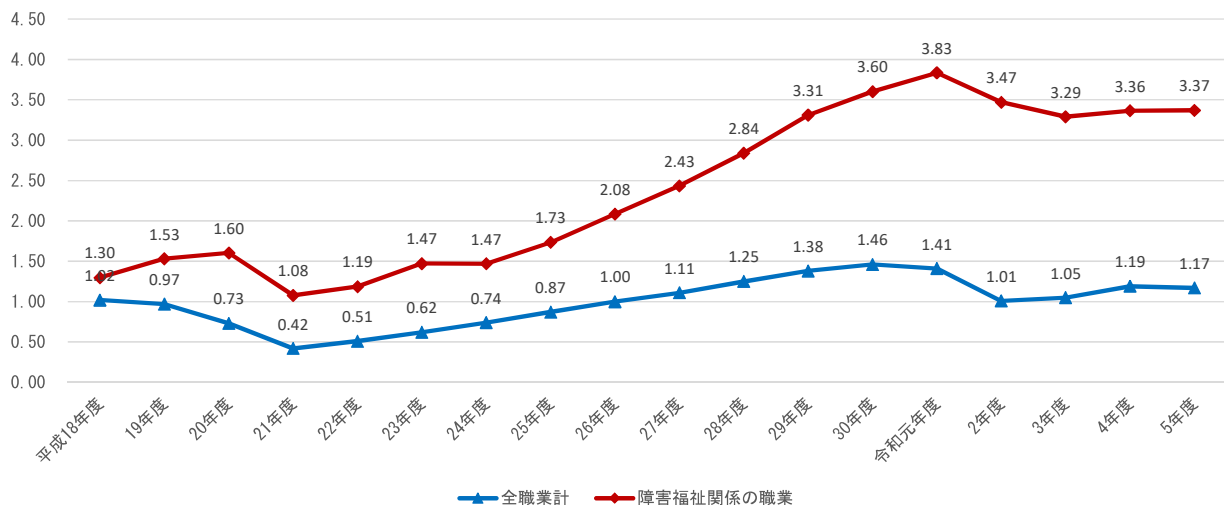
(2)福祉・介護職員数:

厚生労働省「社会福祉施設等調査」に基づく各年10月1日現在の数値を記載。従業者数は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる直接処遇職員について、常勤、非常勤を含めた実人員数を各サービス・事業で合計したものである。平成21～29年度の数値は、回収率の割り戻しにより補正し推計したものである。平成30年度からは、調査結果が全施設・事業所の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年度以前の結果との比較には留意が必要。各年度の「社会福祉施設等調査」の結果を踏まえ、障害者自立支援法、障害者総合支援法のサービス及び児童福祉法のサービスを含めているが、年度によってサービスの新設・廃止があるため、年度間の比較には留意が必要。

24

障害福祉関係分野職種における労働市場の動向(有効求人倍率の動向)

○ 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。



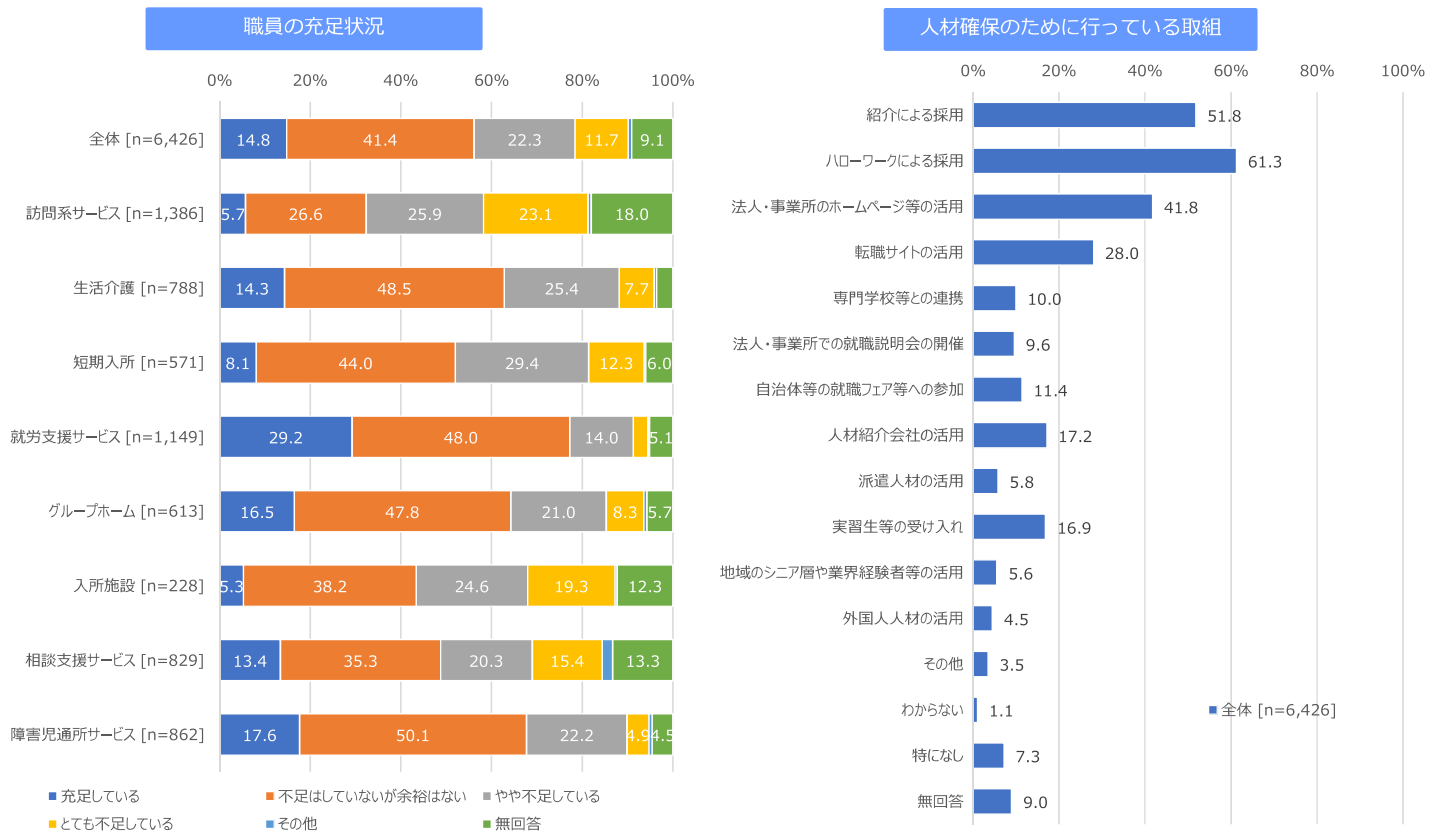
【出典】厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1)上記はパートタイムを含む常用の数値。常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

注2)上記の数値は、新規学卒者及び新規学卒者求人を除いたものである。

注3)「障害福祉関係の職業」は、平成24年度以前は「社会福祉専門の職業」の数値。平成25年度以降は、「社会福祉の専門的職業(保育士、福祉相談員等)」と「介護サービスの職業」を合計した数値。

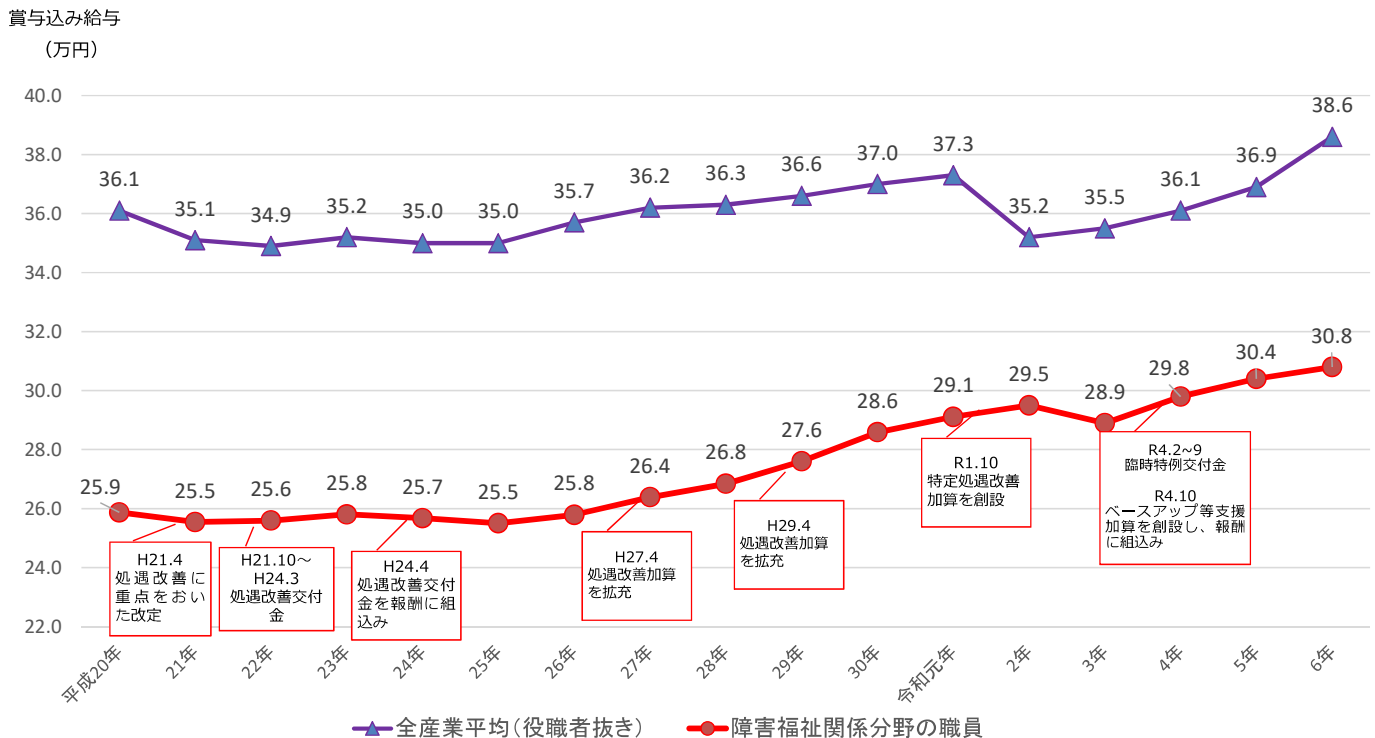
障害福祉サービス等における人材確保の状況



【出典】令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

26

賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。

注1) 賞与見込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

注2) 令和6年度報酬改定における処遇改善加算の見直しは昨年6月施行 (事業者への支払いは8月以降)

注3) 障害福祉関係分野の職員については、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。令和2年～令和6年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員 (医療・福祉施設等)」を加重平均したもの。

令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果のポイント

- **福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等**(※1)について、令和5年度と令和6年度を比較すると**12,860円の増(+5.34%)**となっている。
- また、**平均給与額**(※2)については、令和5年度と令和6年度を比較すると**19,970円の増(+6.49%)**となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和5年9月	令和6年9月	差 額
基 本 給 等（常勤の者）	240,850円	253,710円	+12,860円
平 均 給 与 額	307,750円	327,720円	+19,970円

※1 基本給等 = 基本給（月額）+ 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）
 ※2 平均給与額 = 基本給（月額）+ 手当 + 一時金（4～9月の支給金額の1/6。賞与等含む。）
 ※3 金額は10円未満を四捨五入している。
 ※4 調査対象となった施設・事業所に、令和5年度と令和6年度ともに在籍している介護職員について比較している。

令和6年度の加算の取得状況	本調査(R6.9時点)	参考)国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）	87.0%	87.7% ※
① 新加算Ⅰ	49.5%	41.4% ※
② 新加算Ⅱ	18.7%	27.8% ※
③ 新加算Ⅲ	12.3%	11.9% ※
④ 新加算Ⅳ	3.6%	2.6% ※
⑤ 新加算Ⅴ（経過措置）	2.9%	4.0% ※

※ 国保連データ（令和6年9月サービス提供分）

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した（予定）	15.2%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた（予定）	77.8%

福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載 ※その他を除く	
事務作業が煩雑	32.4%
届出に必要な事務を行える職員がいない	17.3%
算定要件を達成できない	15.2%
賃金改善の必要性がないため	11.3%

賃金改善の実施方法（複数回答）	
ベースアップ等により対応	69.0%
定期昇給	40.6%
各種手当の新設	19.4%
既存の各種手当の引き上げ	23.6%
賞与等の引き上げまたは新設	50.6%

給与等の引き上げの対象者	
施設・事業所の職員全員	56.0%
調査対象サービスの従事者全員	9.9%
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	10.4%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	13.6%

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	80.5%
事務員	35.6%
看護職員	27.1%
福祉・介護職員以外の配置指導員等（賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員等）	18.9%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）、心理指導担当職員	18.2%

28

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概 要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。【告示改正】

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
 加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善				サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV		I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%					

（注）令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、旧3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、令和6年度報酬改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

29

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充ててを要件とする。
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)		既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
新加算(福祉・介護職員等処遇改善加算)	Ⅰ	新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
	Ⅱ	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ・ ダブルアップ等の配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
	Ⅲ	新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
	Ⅳ	・ 新加算(Ⅳ)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※加算率は生活介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

30

処遇改善加算の更なる取得促進に向けた方策

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等 ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善	①	○	○ ①	◎	◎
昇給の仕組み			○ ②	○	○
改善後賃金年額440万円				○ ③	○
経験・技能のある福祉・介護職員					○

①：令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件(職場環境改善)」への対応。

※ ○：6区分からそれぞれ1つ以上、◎：6区分からそれぞれ2つ以上の取組を行う。

→ 令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとする。(通知改正)
さらに、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとする。(通知改正)

②：「昇給の仕組み」への対応

→ 令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとする。(通知改正)
※「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとする。

③：「改善後賃金年額440万円」への対応

※「経験及び技能を有する福祉・介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。

→ 現行規定において「加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合」は当該要件の適用除外となっている点について、当該規定の周知や明確化を行う。(通知改正、QAの発出)

加えて、申請の事務負担への対応として、以下の措置を講じる。

- ・ 要件を満たしているかどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化。
- ・ ①処遇改善加算、②障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請様式を一体化。

① 施策の目的

○ 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
○ 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。
・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。
※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など
※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

■支給対象
(1)福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所
(2)以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所
<取組>
福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う

障害福祉サービス事業所

① 障害福祉人材確保・職場環境整備等事業計画書等を提出
② 交付決定、補助金交付
③ 実績報告書を提出

都道府県

※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。

① 施策の目的

処遇改善加算の取得促進を行う等、障害福祉分野における人材の確保を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

障害福祉サービス等事業所の事務体制等のサポート等を行うため、処遇改善加算の取得促進のための事業所への助言や、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策を行う場合に必要な事務費等を補助し、都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体: 都道府県、指定都市、中核市
補助率: 10/10

厚生労働省

都道府県等

市町村

障害福祉サービス事業所

補助
支援ツールの提供等
支援
相談

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

直接処遇業務の効率化・質の向上

介護ロボットやICTテクノロジーの活用、小規模事業所の協働化等により、人材確保が難しい中でも、直接処遇業務の効率化や質の向上を図ることが必要。

<具体的な取組>

- **見守り支援機器の活用促進**
(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定)
 - ・見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和。
- **障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業**
(令和6年度補正予算)
 - ・職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する際の経費等を補助。
- **障害福祉人材確保・職場環境改善等事業**
(令和6年度補正予算)
 - ・福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
- **障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業**
(令和6年度補正予算)
 - ・障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施。

間接業務の負担軽減

指定申請等の各種手続きや業務負担の軽減により、障害福祉現場における書類作成等の間接業務を減らし、利用者の支援に注力できる環境づくりが必要。

<具体的な取組>

- **標準様式等の使用の基本原則化**
 - ・規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、指定申請関連文書、報酬請求関連文書の標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」）を作成・周知済み。
 - ・令和6年度内に、標準様式等の使用を基本原則化するための関係府省令等の改正を行う予定。
- **事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化**
 - ・デジタル行財政改革会議の下で、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について、障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムや、業務管理体制データ管理システムも含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化に向けて、令和6年度中にシステム共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定予定。
- **テレワークの活用**
(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定)
 - ・管理者の管理業務について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークにより業務を行うことが可能であること、また、管理者以外の職種に係る業務について、直接処遇業務を除き、利用者の処遇に支障が生じない範囲内において、テレワークにより業務を行うことが可能であることを示すとともに、テレワークに係る業務類型ごとの留意事項を示した。

34

見守りロボット導入時におけるタイムスタディ調査の結果概要

- 見守りロボットの導入により、業務にかかる時間が全体として**60.2分/日削減**された。
- 間接業務である「巡回・移動」が**25.6分/日**、「記録・文書作成・連絡調整等」が**117.4分/日削減**された。
- 「移動・移乗・体位変換」や「排泄介助・支援」といった利用者への直接介護の時間は全体で64.9分/日多くなった。

【調査概要】

調査施設：
障害者支援施設

調査方法：

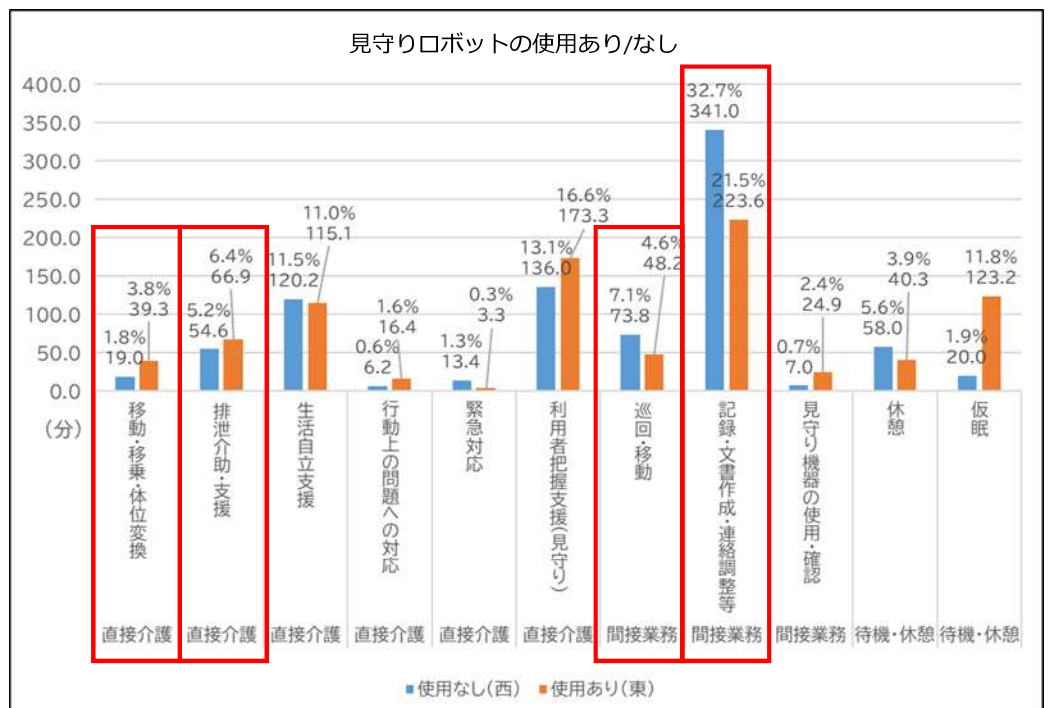
見守りロボットの使用（設置）がある東棟、使用（設置）がない西棟の夜勤職員を対象に調査を実施。
調査期間中に勤務する職員のうち、ロボットを使用する職員と使用しない職員の両方でタイムスタディ調査票を作成しデータを比較。

※生活自立支援：

入眠起床支援、利用者とのコミュニケーション、訴えの把握、日常生活の支援等

※行動上の問題：

徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等



(出典) 障害福祉サービス事業所等におけるICT/ロボット等導入による生産性向上効果検証（令和4年度障害者総合福祉推進事業）

【〇障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

令和6年度補正予算額 9.4億円

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3091、3092)

施策名: 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業)

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICT を複数組み合わせ導入する際の経費等を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助対象等】

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、④保守経費等(クラウドサービスなど)、
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT

①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、
③通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、④保守経費等(クラウドサービスなど)、
⑤AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)
※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。
※②は記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り対象。

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

・介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する場合に必要な経費
・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

○導入マニュアル・効果測定の実施

・介護ロボット、ICTの導入促進を図るためのマニュアル作成及び効果測定の実施

【導入支援の対象施設・事業所】

・障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設(介護ロボット)
・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援: 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会): 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2
3. 導入マニュアル作成及び効果測定: 定額補助(上限: 1,500万円)

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

36

【〇障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

令和6年度補正予算額 2.0億円

施策名: 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業)

① 施策の目的

障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化(共生型)の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

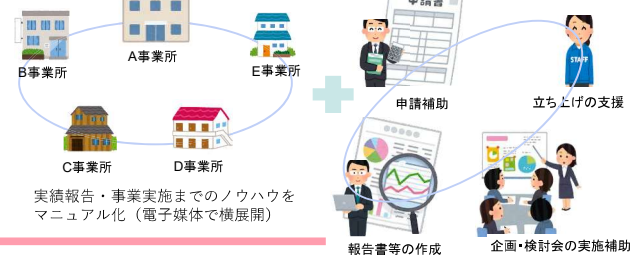
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 都道府県・指定都市
補助率 定額(10/10相当)

モデル的取組の実施

調査研究の実施

※シンクタンク等の活用



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不足の解消、生産性の向上が期待できる。

障害福祉分野における手続負担の軽減について（概要）

（令和6年4月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課監査指導室・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減に向けて、各都道府県等に対して、標準様式等の積極的な活用を促すとともに、以下の各種手続きの簡素化の取組について検討を依頼。

1. 標準様式等の活用について

- 指定申請・報酬請求等関連文書に係る標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）について、こども家庭庁及び厚生労働省のホームページへの掲載を周知。
- 標準様式等の活用は、障害福祉サービス等事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上に資するものであることから、各都道府県等に対し、標準様式等の活用について積極的に検討いただくこと。

2. 手続の簡素化について

- 指定申請等の様式について押印・署名を求めることがないよう、標準様式等を活用すること。
- 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、書類の提出は電子メール等による提出も可能とすること等、場合分けを行った上で対応すること。
- 更新の申請及び変更の届出については、原則、電子メール等による提出とすること。
- 各種加算の届出をはじめ、指定申請以外の手続においても電子メール等による提出を原則とするなど、手続の簡素化に資するよう、柔軟な対応をとること。

- 人員配置に関する添付資料は、人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し及び管理者等の経歴書のみとし、雇用契約書等その他の人員に関連する添付資料は求めないこと。
- 運営規程等を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することでも差し支えないこと。
- 実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業員の員数」に変更が生じたものとして届出が必要になる場合は、変更が生じた都度ではなく、1年のうち一定の時期を比較して変更があった場合で足りること。
- 指定に当たっての施設・設備等の写真の提供は地方公共団体が現地を訪問できない場合に限ること。
- 更新申請時に求める文書を簡素化すること。
- 同一事業所で複数のサービスの指定等の有効期限が異なる場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することが可能であること。
- 運営指導において重複した資料の提出を求めないことや、ICTで管理している書類についてはPC画面上で確認すること。

38

電子的に申請・届出を可能とするためのシステム整備の検討を巡るこれまでの経緯

令和5年6月16日
「規制改革実施計画」（閣議決定）

- こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。（可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論）
- こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。（可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論）

令和6年2月6日
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- （略）令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

令和6年9月24日
「共通化の対象選定に向けた令和6年度の作業依頼について（案）」（国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第1回））

- 事業所台帳管理システムに加え、電子申請・届出システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性があるため、共通化の対象候補とする。
- 厚生労働省は、令和7年3月末までに、共通化することが適当かを検討し、共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。
- その際、報酬改定等の制度改正による地方自治体への影響を最小限にすることを含め、障害福祉サービス等事業者等の指定申請から報酬請求までの全体の業務のフローのデジタル化を進め、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

※令和6年10月29日「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第2回）」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」が令和6年度共通化の対象候補として正式に決定

令和6年12月25日
「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- 電子的に（略）標準様式等を用いて申請・届出を可能とするためのシステム（以下「電子申請・届出システム」という。）の整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。
- （略）届出手続のワンストップ化を令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。

障害福祉分野・優良事例の横展開のための支援策

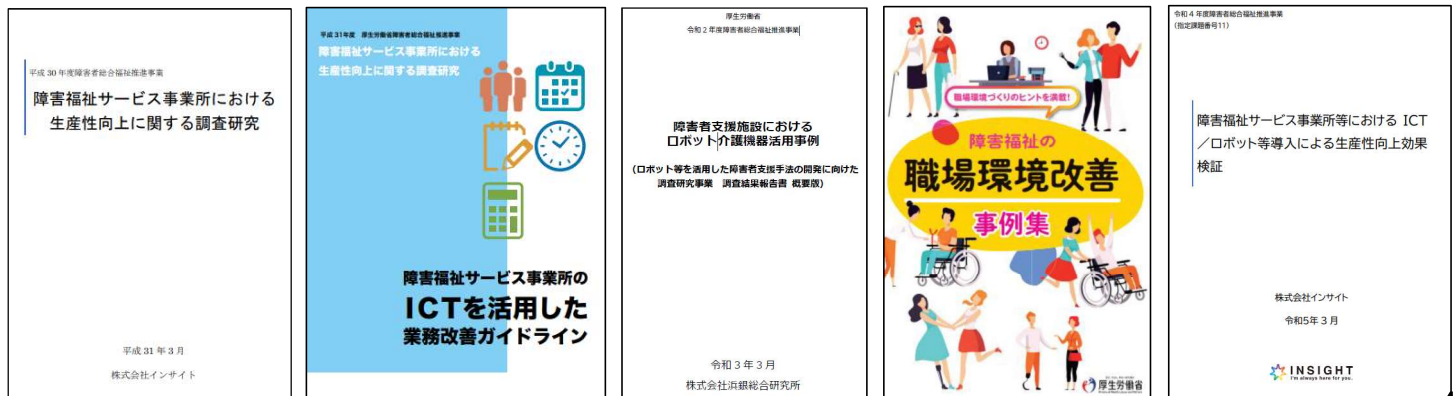
＜既存施策＞

- 厚生労働省では、障害福祉分野における生産性向上に関してこれまで以下の資料を公表。
 - 「[障害福祉サービス事業所における生産性向上に関する調査研究](#)」（平成31年3月）
 - 「[障害福祉サービス事業所のICTを活用した業務改善ガイドライン](#)」（令和2年3月）
 - 「[障害者支援施設におけるロボット介護機器活用事例](#)」（令和3年3月）
 - 「障害福祉サービス事業所等における ICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」（[分冊1](#)、[分冊2](#)）（令和5年3月）
 - 「[障害福祉の職場環境改善事例集](#)」（令和6年6月）

＜新規施策の方向（ニーズ・アイデア）＞

- 令和7年度、障害福祉現場の生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を可視化するための調査研究を実施。

厚生労働省による障害福祉分野の生産性向上関係資料



40

外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

検討経過

- 訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を立ち上げ、関係団体等に参画いただき議論を行ったところ、昨年6月に公表した同検討会の中間まとめでは、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論**がなされた。
- 本年2月17日には「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等（※）でも、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとされた。**

※「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」

改正の概要等

- **介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等（※）を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事を認める。**その場合、**受入事業所は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、以下の事項を遵守することとする。**
 - ※ 介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする
 - ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
 - ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
 - ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
 - ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
 - ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと
- **令和7年4月の施行を予定。**※ 施行日について、技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月中（予定）

障害福祉サービスにおける対応

◆外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ（令和6年6月26日）抜粋 （具体的な対応）

- 以上を踏まえると、外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、日本人同様に介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提に、ケアの質や権利保護等の観点から、以下のとおり、事業者に対して一定の事項について遵守を求め、当該事項を適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべきである。国においては、適切な指導体制の確保やハラスメント対応等の観点から、受入事業者の遵守事項の履行体制の確保の確認や、相談窓口の設置、受入環境整備等を行うことが重要である。これは、障害福祉サービスについても、同様に考えられる。

障害福祉サービスにおいても、介護サービスと同様、日本人同様に各訪問系サービスに従事するための研修課程を修了した有資格者等（※1）であり、障害福祉サービス事業所等での実務経験等を有する者（※2）であることを前提に、利用者・家族への事前の説明や、同様の遵守事項を求めた上で、外国人介護人材の訪問系サービスの従事を認める。

（※2）障害福祉サービス事業所等での実務経験1年以上あることを原則とする

対象サービス	外国人介護人材が従事する要件 （※1 日本人同様に各訪問系サービスに従事するための研修課程を修了した有資格者等）
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	各サービスの従事に必要な研修課程修了等の要件（※）を満たしていること ※ 生活援助従事者研修課程のみを修了した場合を除く
重度障害者等包括支援	重度障害者等包括支援で提供する各訪問系サービスについて、各サービスの従事に必要となる研修課程修了等の要件を満たしていること
居宅訪問型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援の「訪問支援員」の要件（※）を満たしていること ※ 介護を伴わない要件を除く
移動支援事業（地域生活支援事業）	一定の研修課程（※）を修了していること ※ 地域の事業の必要量の見込みや利用者へのケアの質の担保に留意し、市町村において判断 ※ 車両移送型は除く

* 介護保険制度の訪問入浴介護については、複数人でのサービス提供が必要なサービスであり、また、必ずしも介護職員初任者研修等の修了が求められていないが、職場内での研修等の受講や、キャリアアップの観点でのきめ細かな支援への配慮を求めた上で、外国人介護人材の従事を認めることとしており、障害者総合支援法の地域生活支援事業で実施する訪問入浴サービスについても、複数人でのサービス提供を行うことを要件に、訪問入浴介護と同様の対応や、サービス提供の安全性を確保するための体制をとることを求めた上で、外国人介護人材の従事を認める。

42

障害福祉サービスにおける人手不足とその対応について

1. 障害保健福祉施策の現状について
2. 障害福祉サービス等に係る福祉人材の状況と確保について
3. 今後の施策について

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る 基本指針の策定について(論点)

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じてサービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
 - ・ 計画で定める目標設定の在り方
 - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等)等について検討を進めてはどうか。
- また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児福祉計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。
 - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
 - ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
 - ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
 - ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

＜今後のスケジュール(想定)＞
 令和7年度 障害者部会・障害児支援部会において基本指針のご議論(数回程度。年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。)
 令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施
 令和9年度 計画実施(～令和11年度)

44

経済・財政新生計画改革実行プログラム2024 (令和6年12月26日経済財政諮問会議)

	集中取組期間						2028年度 ～2030年度
	2024年度 《主担当府省庁等》		2025年度		2026 年度	2027 年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
医療・介護制度等の改革	⑦障害福祉サービスの地域差の是正						
	障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、次期障害福祉計画(2027～2029年度)に向けて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。						左記の措置を踏まえ、更なる取組を検討・推進する。
	都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するための検討を行い、必要な措置を講じる。						
	共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。						左記の措置を踏まえ、事業所指定の在り方に関する更なる取組を検討・推進する。
	相談支援の利用を促進し、セルフプランの適正化を図る。地域における給付決定事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題整理を行った上で、好事例の横展開等、利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組の検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。						左記の措置を踏まえ、適切な給付決定のための更なる取組を検討・推進する。
	《厚生労働省、こども家庭庁》						

45

都道府県等が実施する運営指導・監査について

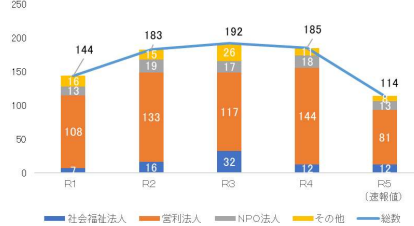
現状

- 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）における障害福祉サービス事業所等（障害児通所支援事業所、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。）に対する令和5年度の**運営指導の実施率**（実施件数／全事業所数）は**16.5%**（1.0%～48.8%の平均値）であり（※1）、指導指針においておおむね3年に1度の実施を求めている（※2）ことと比較して**実施率が低い**。
- 令和2年に指導指針の別紙「主眼事項及び着眼点等」の重点化等について通知し、令和6年にはオンラインでの実施も可とする方針を通知しているが、**障害福祉サービス事業所等の数が年々増加**していること等により、自治体の体制整備が追いついていない状況。
（※1）令和5年度の運営指導実施率…指定障害福祉サービス事業者等の事業所：15.8%、指定障害児通所支援等事業者等の事業所：18.8%
（※2）介護の運営指導については、原則は少なくとも指定の有効期間（6年）に1回の頻度で行い、施設サービスや居住系サービスについては、利用者の生活の場であること等を考慮し、3年に1回の頻度で運営指導を行うことが望ましいこととされている。

◆運営指導（実地指導）の実施状況



行政処分のあった障害福祉サービス等事業所件数
（法人種別内訳）



◆「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛て厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室作成）（抄）

- （別添1）指定障害福祉サービス事業者等指導指針
- 4 指導対象の選定
指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。
（2）運営指導
① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね3年に1度実施する。
ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。
② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

◆「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長・児童相談所設置市市長宛て厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室作成）（抄）

- （別添1）指定障害児通所支援等事業者等指導指針
- 4 指導対象の選定
指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。
（2）運営指導
① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等及び指定相談支援事業者等を対象におおむね3年に1度実施する。
ただし、指定障害児通所支援事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。
② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

46

都道府県等が実施する運営指導・監査について

見直しの方向性

- 都道府県等がより効率的かつ実効的に運営指導を行うことができるよう、以下のとおり見直し（令和6年度中に通知改正、令和7年度より運用開始）。
- ・ 他のサービスと比べて事業所数（特に営利法人が運営する事業所数）が急増している**就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービス**については、**3年に1回以上の頻度**で行う。
※その他のサービスについては3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上行う。
- ・ **指定後間もない事業所**については、**指定後3年以内**に運営指導を行う。
※就労継続支援A型は、従来どおり新規指定の半年後を目処に初回の運営指導を実施する。
- ・ **過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる事業所**については、優先的に運営指導を行う。
- 「主眼事項及び着眼点等」について、都道府県等の意見も踏まえながら、**構成等を見直し、更なる重点化**を行う。具体的には、介護保険分野を参考に、「**確認項目及び確認文書**」として整理をする（令和7年度中の作成を目指す）。

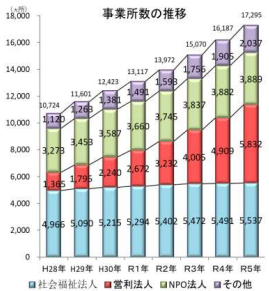
【就労継続支援A型事業所】



運営指導実施率（令和5年）：19%

処分数（令和5年）：5件（営利法人3件）

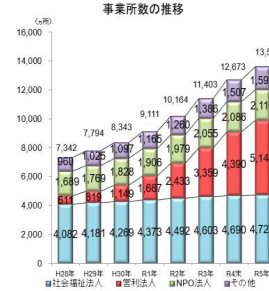
【就労継続支援B型事業所】



運営指導実施率（令和5年）：17%

処分数（令和5年）：12件（営利法人5件）

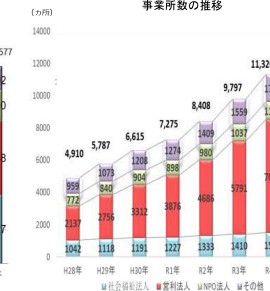
【共同生活援助】



運営指導実施率（令和5年）：18%

処分数（令和5年）：12件（営利法人8件）

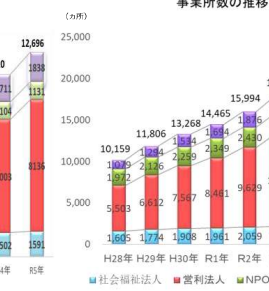
【児童発達支援】



運営指導実施率（令和5年）：18%

処分数（令和5年）：12件（営利法人11件）

【放課後等デイサービス】



運営指導実施率（令和5年）：18%

処分数（令和5年）：27件（営利法人22件）

【出典】国保連データ（各年度とも3月サービス提供分）、厚生労働省「障害者支援施設等に係る指導監査の実施状況等の報告」より、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室作成（令和5年速報値）

47

障害福祉サービス等報酬改定の検証について

令和6年度報酬改定の影響等を把握するとともに、次期報酬改定に向けた基礎資料を得るため、下記の調査を行う。

調査	概要	R 6年度	R 7年度	R 8年度
障害福祉サービス等経営概況・実態調査	障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況等の調査		(経営概況調査) R 5・6年度決算における収支差率等を調査	(経営実態調査) R 7年度決算における収支差率等を調査
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の調査	R 5・6年度(各年度9月分)の従事者の給与等を調査	引き続き状況を把握 ※R7年度の処遇の状況は、報酬改定検証調査において7月頃の給与等を把握予定	
障害福祉サービス等報酬改定検証調査(※1)	検討チームにおいて検討が必要とされた事項や、報酬改定の効果検証に必要な事項等についての調査	調査項目を設定の上、調査を実施	引き続き調査を実施	
障害者総合福祉推進事業(※2)	障害者施策全般にわたる、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題についての実態把握や試行的取組	調査項目を設定の上、調査を実施	引き続き調査を実施	

(※1) 改定検証調査概要

下記項目についてR6年度報酬改定の影響等を調査

(R 6年度)

①生活介護、②就労系サービス、③訪問系サービス、④共同生活援助
⑤計画相談支援・障害児相談支援、⑥意思決定支援・権利擁護
⑦短期入所、⑧障害児通所支援

(R 7年度)

①障害福祉人材の確保・処遇状況等、②口腔・栄養ケア等、
③就労系サービス、④訪問系サービス、⑤強度行動障害
⑥障害児通所支援・居宅訪問型児童発達支援

(※2) 推進事業公募課題(主なもの)

(R 6年度)

・障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方
・共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価
・重度障害者等の就労・就学の支援の在り方
・障害福祉現場における手続負担の軽減 等

(R 7年度)

・人口減少下での障害福祉サービスの提供体制の在り方
・事業者指定の在り方
・共同生活援助における運営の適正化・重度障害者への生活支援
・療養介護の在り方
・障害福祉現場の生産性向上
・サービス利用者等の生活実態 等

(注) 上記は現時点のスケジュール見込みであり、今後変更があり得る。上記の他、厚生労働科学研究等を活用。

48

[参考資料1] 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抄) (令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ)

第3 終わりに

○ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。

○ 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

① 障害者支援施設の在り方について

・ 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

② 共同生活援助における支援の質の確保について

・ 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

③ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて

・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

④ 障害福祉サービスの地域差の是正について

・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

⑤ 計画相談支援及び障害児相談支援について

・ 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

⑥ 質の高い障害児支援の確保について

・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
・ 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧ 処遇改善の実態把握等について

・ 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

・ 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩ 食事提供体制加算等について

・ 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
・ 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準(調理室の設置、栄養士等の配置)について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪ 補足給付の在り方について

・ 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。

また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

[参考資料2] 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄） （令和5年12月22日閣議決定）

Ⅱ. 今後の取組

2. 医療・介護制度等の改革

<① 来年度（2024年度）に実施する取組>

◆ 診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施

- （略）
- 令和6年度介護報酬改定と障害福祉サービス等報酬改定については、介護や障害福祉の現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービスごとの経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行う。

<② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）

◆ 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

- 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則4月から翌年3月までとされており、2024年3月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏まえ、必要な対応について検討を行う。
- また、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、2024年4月からの施行に向けて取り組むとともに、職種別の給与総額等について継続的に把握できるような対応について検討を行う。
- 障害福祉サービス等事業者や、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる。

◆ 障害福祉サービスの地域差の是正

- 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要な障害福祉サービスが公平かつ適正に提供されるよう、2024年度から創設される、都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するとともに、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行う。また、自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進しセルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組みを検討する。

（能力に応じた全世代の支え合い）

◆ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現

- 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

<③ 2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組>

- 科学的知見に基づき、標準的な支援の整理を含め、個人ごとに最適化された、質の高い医療・介護・障害福祉サービスの提供に向けた検討

50

[参考資料3] 大臣折衝事項（抄）（令和6年12月25日）

5. 全世代型社会保障の実現等

(4) 障害福祉サービス制度改革

改革工程に基づく以下の取組を含め、障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、次期障害福祉計画の策定に向けて検討を行う。

- 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みの推進
- 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方
- 自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進しセルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組み

6. 介護職員等の処遇にかかる実態把握等

令和6年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定において措置した処遇改善加算等が、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるようにするとともに、令和6年度補正予算で措置した施策による生産性向上・職場環境改善等を通じて、更なる賃上げの推進に取り組む。また、職員の負担軽減・業務効率化、テクノロジー・ICT機器の活用、経営の協働化といった取組を支援する。あわせて、令和6年度改定及び令和6年度補正予算で措置した施策が、介護職員等の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。

令和8年度以降の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

なお、次回の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定に向けては、介護事業所・施設や障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「介護事業経営概況調査」や「介護事業経営実態調査」、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

講演資料：公開講演Ⅱ

「未来の脊髄損傷治療へつながる
リハビリテーション治療介入の標準化とは」

独立行政法人労働者健康安全機構
北海道せき損センター
副院長 松本 聡子 様

未来の脊髄損傷治療へつながるリハビリテーション治療介入の標準化とは
ー私たち専門施設が行っていることー

北海道せき損センター
松本 聡子

リハビリテーション治療介入は、脊髄損傷者の残存機能を活かし、ADL能力向上および社会復帰を促進する上で重要であることに、異論を唱えるものはいないであろう。一方で、科学的根拠に基づいたリハビリテーション治療介入に関する基礎データは少ない。脊髄損傷は、病態の複雑さとそれぞれのケースにより現れる所見もさまざまで、いわゆるガイドラインに則って治療を進めると一定の効果が担保されるというものではない。もちろん標準的リハビリテーションプロトコルは確立されていない。この混沌とした状況の中で再生医療の臨床導入が進んでいくと、臨床試験において「不確か」で「効果判定が難しい」リハビリテーション治療介入は、各施設が全く同じ訓練を行えない以上「併用禁止薬」同様にとらえられることもしばしばであった。

そこで2018年に日本脊髄障害医学会脊髄再生医療委員会が中心となり、国内で初期治療から一貫して脊損を診る施設で実施されている現状を示すことで、治療を考えるうえでの出発点を提示することを一番のコンセプトとして研究が始まった。総合せき損センター、北海道せき損センターの2施設で、実際に行われている訓練の内容、時間のデータ集積分析を行い、ワーキンググループにより「脊髄損傷リハビリテーションプロトコル」が作成された。2023年に脊髄再生医療委員会の承認をうけ、今後日本脊髄障害医学会のパブリックコメントと関連する日本リハビリテーション医学会の担当委員会への確認を経て、一般に発信する予定となっている。

このプロトコルによって「標準的」あるいは順調に訓練がすすんだ際に、それぞれの損傷高位の症例がどの程度の機能とADL獲得を果たすのか、というデータ蓄積に貢献することができると予想され、それにより再生医療の効果を示しやすくなることが期待されている。

今回はこうした経過をお示しするとともに、このプロトコル作成でデータを収集した当センターでは実際どんな訓練を行なっているのかをご覧ください。予定である。

ご協賛いただいた企業のみなさま

錦城護謨株式会社 様

コロプラス株式会社 様

コンビウィズ株式会社 様

有限会社さいとう工房 様

ジェイ・ワークアウト株式会社 様

DFree株式会社 様

USCIジャパン株式会社 様

旭フォークリフト株式会社 様

株式会社グローカルMA 様

東京練馬中央ロータリークラブ 様

東京練馬中央アトムズロータリー衛星クラブ 様

特定非営利活動法人まるさき福祉会 様

株式会社みどり企画 様

株式会社YMK 様

株式会社ぱすてる 様

資格講習事業所つばめ 様

ぜんち共済株式会社 様

株式会社東京真空 様

パーソナルアシスタント町田・相模原・八王子 様

はしもと接骨院 様

福祉用具事業所IRS 様

株式会社ゆめキッズ 様

Saki Coaching 様

就労継続支援B型roots 様

有限会社千秋園 様

ひらの行政書士事務所 様

株式会社Amical 様

株式会社安藤製作所 様

オフィス天晴 様

有限会社金子石油店 様

株式会社TES 様

有限会社まるみ 様

LIFT 様

点字ブロックをつけられない場所で使える ユニバーサルデザインの誘導路

屋内
専用



ほ どう 歩導くんガイドウェイ

Point

- 視覚障害者が認識できます
- 車いすなどの車輪が通りやすいユニバーサルデザイン
- 床工事不要で今ある床の上から設置できます
- 現行法令において設置可能です（屋内専用）



ざらざら



ふかふか



ぼんぼん

視覚障害者の移動をサポートします

点字ブロック(線状ブロック)と同じ役割を持ち、屋内において視覚障害者の歩行をサポートします。

床とマットの質感や感触の違い、叩いた時の音の違いで認識可能です。また、床色とマット色のコントラストでも誘導路が認識できます。

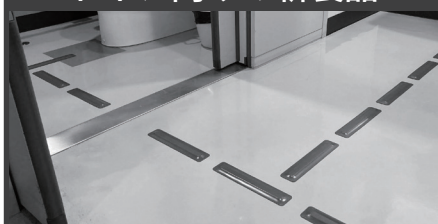
マット表面に凹凸がなく、周囲がスロープ形状になっているため、車いす利用者やお年寄り、ベビーカーなどもスムーズに通行できます。



日本国内で1200箇所以上の納入実績

- 市役所・区役所 ● 福祉施設 ● 図書館
- 銀行・信用金庫 ● 商業施設 ● 民間企業オフィス
- 盲学校卒業式 ● パラスポーツ会場 など

トイレ向けの新製品



視覚障害者用トイレ誘導ライン「ガイドレット」

トイレ入口からトイレブースまでのラスト3mを誘導し、トイレ内移動をサポートいたします。

詳しくは Web サイトをご覧ください
<https://www.kinjogomu.jp/welfare/guidelet.html>→



「ほどうくん」の件でとお問い合わせください

きんじょう ご む

錦城護謄株式会社

バリアフリー推進課

☎072-992-2328

✉ info_bf@kinjogomu.jp

ホームページ
で詳しく確認



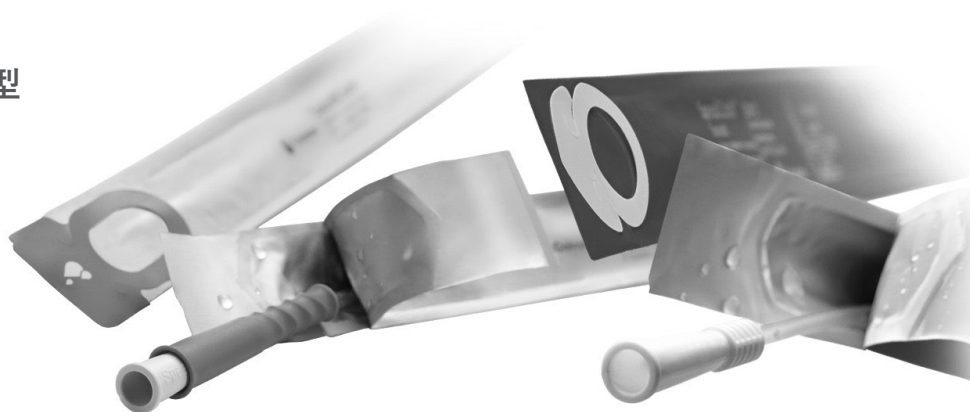


経肛門的洗腸療法は
保険診療で認められている治療法です。

経肛門的洗腸療法とは、1～2日に1回、
直腸と左側結腸の便を洗い流すことにより
便失禁や便秘症状を改善する治療法です。

親水性コーティング付き使い捨て型
自己導尿カテーテルは、
医療機関からより処方されやすく
保険改定されました。

潤滑ゼリーや保存液が不要で、
開封してすぐに使うことができます。



経肛門的洗腸療法による排便管理 親水性コーティングカテーテルによる導尿管理

ご興味のある方は、ぜひかかりつけの医療機関にお問い合わせください。経肛門的洗腸療法
の実施医療機関については、疾患啓発サイト「スッキリ排便.jp」をご確認ください。

<https://www.sukkirihaien.jp>



着替えなどに役立つ、清潔なスペースをご提供。

Combi ユニバーサルシート縦型US13



床面木下地施工が可能

- ・軽い力30N(3kgf)で開閉操作が可能
- ・ゆっくり開くソフトダウン機構
- ・シートの長さは1,285mm。2.2m角以上のトイレブースであれば、災害などの緊急時にシートを開いたまま避難できるレイアウトが可能
- ・手すりと壁面への寄りかかりを利用すれば、車いす使用者お一人でも快適に使用できる
- ・左右の手すりはどちらも開閉が可能



全国脊髄損傷者連合会
全国肢体不自由児者父母の会連合会

推奨品

車いす使用者でも使いやすい高さのおむつ交換台。

Combi 横型おむつ交換台OK21WK車いす対応



コンクリート壁、または補強壁（鉄板他）専用

- ・クッションの高さを車いすの方も使いやすい720mmに設定
- ・車いす乗車時のひざが入りスムーズに作業できる高さ
- ・蹴り上げ、横ずれがしにくい3方向立上り形状



マザーズバッグや小物が置け、さらに手荷物が手前に掛けられます。

グッドデザイン賞
受賞商品

KIDS
DESIGN
AWARD
2019



コンビウィズ株式会社

本社/東日本営業所・首都圏営業所/〒111-0041 東京都台東区元浅草2-6-7 TEL.03-5828-7631 FAX.03-5828-7630
西日本営業所/〒540-0026 大阪市中央区内本町2-4-16 TEL.06-6942-0384 FAX.06-6942-0398

URL:www.combiwith.co.jp

Combi

たいとう工房

レルミニ

明日は変えらレル!

多機能6輪電動車いす“レルミニ シリーズ”は
様々な機能の組み合わせで、
豊かな生活を送レル車いすです。

坂道も安心して
下レル!

ティルト

ミニEX ミニT

ティルト



リクライニング、ティルト、
パワーレッグを組み合わせることで
様々な姿勢をとることができます

4輪車いすの約半分の
スペースで回れます。
コンパクトなので狭い
日本のマンションや
職場でもおすすめです。



回旋幅:88cm

高い所のものも
取レル!

リフト

ミニEX ミニL



レルミニ: 88cm



4輪電動車椅子: 170~220cm

身体を
休めらレル!

リクライニング

ミニEX ミニT ミニL



・リクライニング
・ティルト
・リフト
・パワーレッグ
(オプション)

心も身体も
癒さレル!

パワーレッグ

オプション

ミニEX ミニT ミニL



・リクライニング
・ティルト
・パワーレッグ
(オプション)

・リクライニング
・リフト
・パワーレッグ
(オプション)

脊髄損傷者の未来の為に、

「必要」なのに「ないもの」を生み出す

2007年の創業から脊髄損傷者の【再歩行】を揺るがぬ最終目標に掲げつつ、その過程で生じる悩みや「もっと○○したい」という希望に応えるために新たなサービスを生み出してきました。J-Workout は公的サービスだけではまかないきれない、脊髄損傷者一人ひとりのより豊かな人生をサポートするトータルライフサポートカンパニーとして、道なき道を歩み続けます。



車いす購入 / メンテナンス



セレクトショップ



コミュニティサロン





- 排泄予測支援機器 -

D free

専用アプリが
トイレのタイミングをお知らせ



1週間
無料で
お試し

排尿のタイミングを見える化して トイレの不安を解消！

point 1
スマートフォンに
排尿のタイミングを通知。



尿を適時排出できる

point 2
尿のたまり具合が
わかるから不安が減る！



尿意が分からなくても安心

point 3
導尿の空振りを防ぎ、
余裕を持って導尿できる。



適切な導尿をサポート

膀胱の膨らみを超音波で計測し、専用アプリがトイレのタイミングを10段階でお知らせします
尿のたまり具合を見える化しトイレの失敗を防ぎます

ご購入前に**無料**お試し!!

1週間のお試し利用で、うまく活用できることを
確認してから購入するので安心です！

メーカーサポート

お試し期間 からご購入の手続き
までメーカーがしっかりサポート！

※遠隔でのサポートになります



人工呼吸器からの一時的な離脱を可能にする 横隔膜ペーシング治療

電気刺激により横隔膜を収縮させることで
呼吸補助を行います

人工呼吸器から一時的に離脱が可能となり
患者様と介護者様にとっての
QOL の向上が期待されます

breathe deep...and live

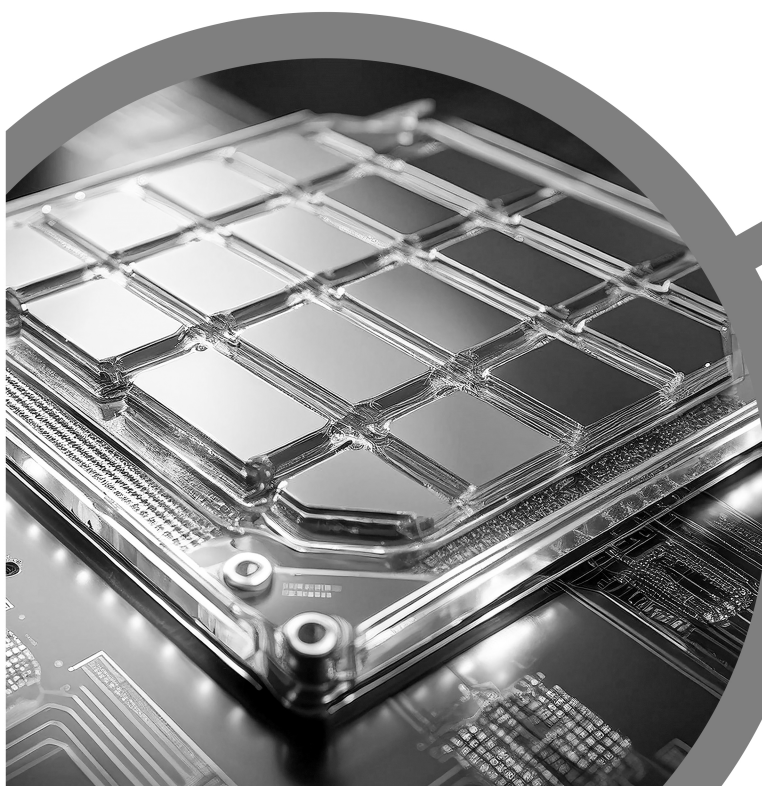


横隔膜ペーシング Web サイト
<https://www.d-pacing.net/>

USCI USCI ジャパン株式会社

東京都渋谷区代々木 3-28-6 いちご西参道ビル 4F
TEL:03-6823-1100 FAX:03-5354-8540 <http://www.usci.co.jp>

MA（マーケティングオートメーション）で 生産性向上と 成果向上を実現します！



件名 AI



顧客

東証上場顧客企業を中心にしたMA運用実績多数

特徴

主要MAツール企業とのパートナーシップ構築

強み

「件名生成AI」「件名評価AI」などの特許取得

執筆

雑誌記事（日経クロストrend等）の執筆や本執筆

〒210-0005
神奈川県川崎市川崎区東田町11-27 メットライフ川崎ビル4階

株式会社グローバルMA

<https://glocalma.jp/>

動画で知る→



マンガで知る→



まずはお気軽にお問い合わせください。

E-Mail: info@glocalma.jp TEL: 044-789-8876



ロータリー アットワーク

ROTARY
AT WORK

シューズバンクプロジェクトと創立20周年

東京練馬中央ロータリークラブ
第2580地区 東京都

5月21日に開催した、クラブ創立20周年記念イベントと例会で、記念事業として行った「シューズバンクプロジェクト」を披露しました。練馬区内の小学生が、まだ十分に履ける中古の靴を集めて、靴が高価で買えないフィリピンの子供たちに届けるために送る、その手伝いを当クラブと地元フィリピンのイムスインディペンデンシアRCが行うという事業です。

収集した靴を清潔に保ち、確実に子どもたちの手に渡すことが重要で、そのためイムスインディペンデンシアRCと現地の小学校と連携を取りながら、会員が直接、現地を訪問して手渡す必要がありました。一方、練馬区内の小学校では、4年生の授業の一コマとして取り上げていただき、PTA、教育委員会の協力を得るまでに発展しました。約10年前に2クラブで始めた同事業は成長し、創立20周年記念事業の目玉として披露できるまでになりました。

同事業の本質は、靴という物質的支援とともに、子どもたちの自立を手伝うという精神的支援も行っているということ。そして支援対象のフィリピンの子どもだけでなく、練馬区の小学生が自ら靴を送ることを通して「奉仕」を実体験し、フィリピンという国を知り、ある種の国際親善を体験するといった多様な学習の可能性を持ち、それを学校、PTA、教育委員会、フィリピンの多くのロータリアンが支えていることです。20周年事業としてロータリークラブ員に尽きると、会員一人ひとりが実感できました。

(堀部正行・記)



～ここは、笑顔と出会えるステージ～



Glitter
Everything



あつまれ! まるさき 福祉社会

生活介護事業

燈(あかり)

路(みち)

路うボ(みちらぼ)

まるさき商店

共同生活援助・短期入所 笑(えむ)

相談支援事業所 彩(いろは)

訪問看護ステーション 悠(ゆう)

保育所等訪問事業 陽(ひなた)

法人本部

神奈川県相模原市中央区上溝1464-6

☎042-704-9437

■info@marusaki.or.jp



みどリスタジオ

貸切

BBQ

横浜市緑区で自然を満喫
貸切バーベキューを
お楽しみいただけます



最大65名様ご利用可能



夜は花火や焚火も♪



★
レンタルプールあり



★
カラオケも

料金・3時間～

	平日	土日祝
中学生以上	2200円	2750円
小学生以下	1100円	1650円
※未就学児無料		

★駐車場無料 20台

★飲食持ち込み制

★花火の持ち込みOK
(打ち上げNG)

★屋根あり 小雨開催可能

■みどリスタジオ

■場所

☎ 090 - 1107 - 6408 横浜市緑区北八朔町1067

✉ midori8saku@gmail.com 53

ご予約は
こちら



リスク管理

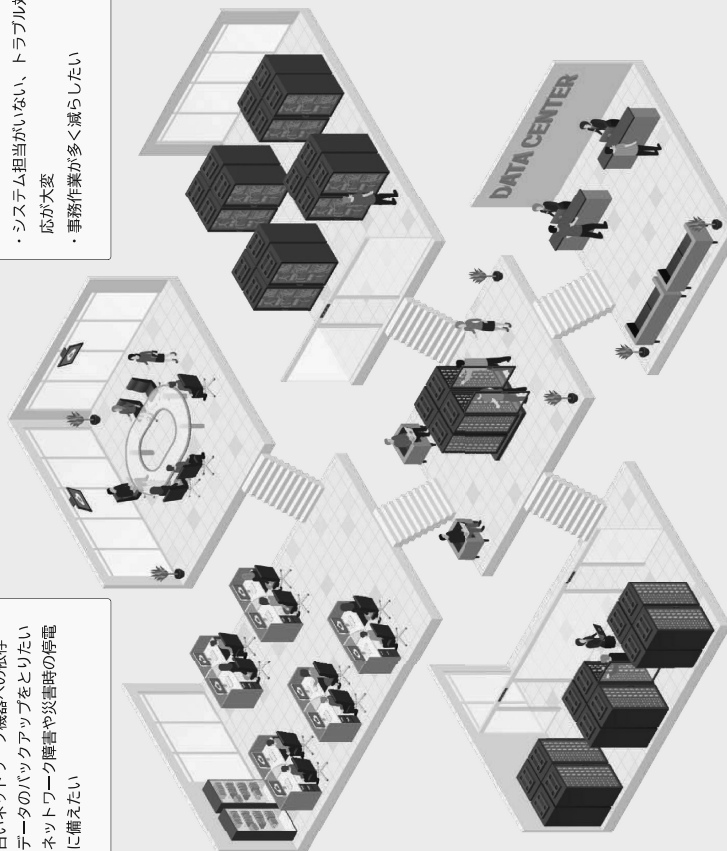


- ・不正アクセス、ウイルスなど心配
- ・古いネットワーク機器への依存
- ・データのバックアップをとりたい
- ・ネットワーク障害や災害時の停電に備えたい

業務改善



- ・どこでも仕事ができるようにしたい
- ・電子化、ペーパーレス化を進めたい
- ・システム担当がいらない、トラブル対応が大変
- ・事務作業が多く減らしたい

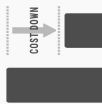


オフィス環境



- ・配線など複雑でスッキリ安全にしたい
- ・新事務所やオフィス移転を考えている
- ・社内の情報共有をスムーズにしたい

コスト削減



- ・インターネットや電話など通信費が高い
- ・通信機器のリースなど費用が高い
- ・印刷代が高く、紙の消費が多い
- ・電気代や光熱費が高い

売上UP



- ・Webサイトを見直したい
- ・Web集客に苦戦している
- ・マーケティング施策を強化したい

回線/プロバイダ



固定電話、インターネットなど快適な環境を構築します。

ビジネスフォン



スマホ連携やクラウド型など働き方に合う環境を構築します。

複合機



ランニングコストを抑え、便利に使える複合機でオフィスワークを楽に。

システム・サーバー構築&管理



バックアップ・社内共有・アクセス権限やセキュリティなど、安心な環境を構築します。

ネットワークカメラ



防犯対策はお任せ！リアルタイムで監視が可能、安心して働ける環境を整えます。

トータルサポート



ネットワーク機器の保守も含め、ちょっとしたお困り事から大きなトラブルまで安心してお任せください！

オフィス移転



新事務所や移転など事務所内のインフラ整備まで、トータルでサポートします。

業務用エアコン



設置から運用、サポートまでお任せ！最新業務エアコンで電気代の大削減。

電子電力ブレーカー



無駄な電気はカットして、お財布にも地球にも優しい選択。

LED



省エネ・長寿命の照明設備を構築します

法人携帯



店頭に行かずに契約できる法人携帯で、外出先でも安心してお仕事ができる環境を整えます。

HP制作



あなたの会社を素敵に見せるホームページ、作ります！



株式会社 YMK

株式会社 YMK

TEL : 042-860-7516 (平日9:00-18:00)

URL : <https://ymk-co.jp/>

住所：東京都町田市旭町1-16-16 ホワイトビル204

お問い合わせはこちら！



支援は 知ること から始まる



資格講習事業所 つばめ



障害のある方向け総合保険

あ！それうちかも
と思った方

入通院の悩み

- ・突然の病気やケガが心配
- ・入院時の出費に備えたい
- ・障害があっても入れる保険を探している

賠償の悩み

- ・パニックになって他の人にケガをさせてしまったらどうしよう
- ・デイサービスでヘルパーさんのメガネを壊してしまった

相談しにくい悩み

- ・虐待や差別を受けた
- ・詐欺に遭わないか心配

障害のある方とそのご家族へ

ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康総合保険(無告知型) 2019年創設

- ・病気とケガにしっかり備える
- ・告知不要
- ・障害者手帳不要
- ・入院日額最高1万円
- ・権利擁護費用補償
- ・総合生活保険(個人賠償責任補償)で賠償責任を補償(国内は東京海上日動の示談交渉サービス付き)

特別支援教育を必要とされている方へ

ぜんちの

こども傷害保険

権利擁護補償付傷害保険 2019年創設

- ・特別支援教育を必要とされているお子様に
- ・ケガによる入通院を日額保障
- ・権利擁護費用補償
- ・総合生活保険(個人賠償責任補償)で賠償責任を補償(国内は東京海上日動の示談交渉サービス付き)

詳しい資料のご請求・お問い合わせはこちら

 **ぜんち共済株式会社**

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階
URL: <https://www.z-kyosai.com/>

関東財務局長(少額短期保険)第14号

0120-322-150

平日10時～16時/土日・祝日・年末年始を除く

※このご案内は、保険の概要についてご紹介したものです。契約にあたっては「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。補償を受けられる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

24TX-004230(2024年12月作成) Z012-2411R00



株式会社 東京真空

お客様から必要とされる企業となるために

株式会社 東京真空はお客様のご支援とご愛顧により、様々なプロジェクトに携わり、高い評価をいただいております。

株式会社 東京真空が作る製品は、人々の暮らしや日本のものづくりを支え、経済や企業の発展に貢献してきたと自負しております。

弊社は、お客様の信頼に支えられ、設計・施工・保守・メンテナンスまでの一貫したトータルサポート体制を構築し、技術と経験、そしてたくさんの知恵や思いが詰まった力強い会社です。

これからも丁寧にお客様と向き合うことで信頼を積み重ね、指名される企業であり続けることを、目指して努めてまいります。



ホームページ

★ 私たちの想い

「介護（護る）」ではなく「介助（手助け）」を。

障がいがあっても、自分らしく暮らしたい。

一歩踏み出す未来

”自立した生活”を全力でサポートします。

♥ 経験豊富な当事者の先輩が多数。法律や制度に詳しいスタッフが、あなたの疑問や不安にお答えします。

「自分らしい暮らし」を実現するための、オーダーメイドの支援を提供します。

重度訪問介護・居宅介護 パーソナルアシスタント 町田・相模原・八王子

～自立を応援する介助のパートナー～



パーソナルアシスタント 町田
〒194-0013

東京都町田市原町田4-18-6

マールパレス101

TEL：042-850-9141

FAX：042-850-9142

pam@shogaisha.co.jp

パーソナルアシスタント 相模原
〒252-0331

神奈川県相模原市南区

大野台7-6-1 旭荘1-B

TEL：042-851-4904

FAX：042-851-4905

pas@shogaisha.co.jp

パーソナルアシスタント 八王子
〒192-0073

東京都八王子市寺町7-1

八王子ABSビル1階

TEL：042-634-9861

FAX：042-634-9862

pah@shogaisha.co.jp

その痛み、 実は“腰じゃない” かもしれません。



このまま我慢し続けて悪化する未来と、今しっかり治して笑って過ごせる未来、
どちらを選びますか？

こんな症状ありませんか？

- ☐ 急に腰が痛くなった
- ☐ 立ち上がろうとすると腰が痛くて伸びない
- ☐ 座ろうとすると痛くて座れない
- ☐ 腰に湿布を貼っても良くならない
- ☐ 腰痛で趣味を止めてしまった



ツライその腰痛、
本当の原因、見つけませんか？



腰が痛い＝腰が悪い、とは限りません。
はしもと接骨院では、痛みの原因を「筋肉」「神経」「炎症」などから正確に見極めるために、高電圧治療器ハイボルトを検査として使う特別な方法を行っています。
どこが悪いのか、何をすれば治るのか。“原因を特定できる”から、痛みが繰り返さない身体づくりが可能になるんです。

原因が分かればその痛みも改善することができます！

患者様の声



20代/男性

腰に電気をかけるのではなく、原因となる部位を見つけて治療してくれるのが新鮮でした。
今までと違うアプローチで、腰痛が少しずつ良くなっていくのを実感できました。



50代/女性

ぎっくり腰で通い始め、ハイボルトや3D療法で徐々に痛みが軽減。さらにEMSなどを続けたことで、左右どちらの腰の痛みもなくなりました！今は再発予防のため、インナーマッスル強化を頑張っています。



20代/女性

ぎっくり腰と産後の体型に悩んで通院しましたが、猫背が改善され、下っ腹もスッキリ！くびれもできて、姿勢も気持ちも前向きになりました。スタッフの皆さんも明るくて楽しく、無理なく続けられました。



50代/女性

他にも続々！
患者様の声はこちら ➡



ご予約・お問い合わせはお気軽に！

電話またはLINEで簡単予約できます！

☎ 042-705-9622
【受付時間】9:00～12:00 / 16:00～20:00
（土曜午後、日祝祭）

QRコードを読み取って
ご予約ください！



はしもと接骨院

〒252-0143
神奈川県相模原市緑区橋本2-10-24
JR・京王線「橋本駅」南口から徒歩3分

介護の現場で働く、あなたへ。

誰かの体を支える あなたの腰が、 限界を迎える前に。



このまま我慢を続けて、動けなくなる日が来るのか。
それとも、今のうちに整えて、痛みに悩まされない体で仕事を続けるのか。
その選択は、今のあなたにしかできません。

こんな状態、思い当たりませんか？

- ☐ 利用者さんを抱えたあと、腰にズキッとくることが増えた
- ☐ 前かがみの作業が多くて、慢性的に腰が張っている
- ☐ 湿布や痛み止めでごまかしながら仕事をしている
- ☐ なんとか動いているけど、このまま大丈夫か不安になる



ツライその腰痛、
本当の原因、見つけませんか？



腰が痛い＝腰が悪い、とは限りません。
はしもと接骨院では、痛みの原因を「筋肉」「神経」「炎症」などから正確に見極めるために、まず羽田野式ハイボルト療法で痛みの原因を特定し、改善を図ります。さらに、インナーマッスルを鍛えることで、痛みが出にくい体をつくりまします。腰が痛くなってから治すだけでなく、「痛みが出にくい体をつくる」ことこそが、介護の現場で長く働くためのカギです！！

“介護の現場で無理せず動ける体”を手に入れましょう！

患者様の声



20代/男性

腰に電気をかけるのではなく、原因となる部位を見つけて治療してくれるのが新鮮でした。
今までと違うアプローチで、腰痛が少しずつ良くなっていくのを実感できました。



50代/女性

ぎっくり腰で通い始め、ハイボルトや3D療法で徐々に痛みが軽減。さらにEMSなどを続けたことで、左右どちらの腰の痛みもなくなりました！今は再発予防のため、インナーマッスル強化を頑張っています。



20代/女性

腰とお尻の痛みで10分も座れなかったのが、今では日常生活が普通に送れるまで回復しました。
スタッフの対応も丁寧で、ストレッチの指導までしてもらえてとても助かりました。



50代/女性

他にも続々！
患者様の声はこちら ➡



ご予約・お問い合わせはお気軽に！

電話またはLINEで簡単予約できます！

☎ 042-705-9622
【受付時間】9:00～12:00 / 16:00～20:00
（土曜午後、日祝祭）

QRコードを読み取って
ご予約ください！



はしもと接骨院

〒252-0143
神奈川県相模原市緑区橋本2-10-24
JR・京王線「橋本駅」南口から徒歩3分

車いす修理 もう待たなくていい



私たちは『お待たせしません』が合言葉です！

車椅子の購入・修理のご相談は「福祉用具事業所 IRS」まで

〒252-0206

神奈川県相模原市中央区淵野辺1-11-15 大三ビル102

TEL:042-851-4579 FAX:042-851-4589

E-mail:irs@shogaisha.co.jp



IRSのHPはこちらから

YUMEKIDS

放課後等デイサービスゆめキッズ

一人ひとりに、やさしいカリキュラム

社会に参加するための総合的な支援をいたします。
個性を大切に考え、自己肯定感を育み、長所を伸ばして自信と
意欲を引き出します。

ゆめキッズ初雁教室

〒350-0057 埼玉県川越市大手町2-5
レクセルマンション川越大手町101号室
TEL 049-236-3851

ゆめキッズ大袋新田教室

〒350-1167 埼玉県川越市大袋新田768-7
TEL 049-293-3759

株式会社ゆめキッズ





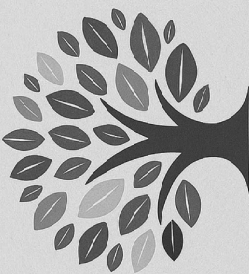
roots
就労継続支援B型事業所
共に笑顔になれる場所

〒206-0034 東京都多摩市鶴牧1-12-9 プリムローズ1階
TEL : 042-400-6190 / FAX : 042-400-6191
e-mail : roots-b@shogaisha.co.jp



roots HP

〒206-0034 東京都多摩市鶴牧1-12-9 プリムローズ1階
TEL : 042-400-6190 / FAX : 042-400-6191
e-mail : roots-b@shogaisha.co.jp



roots2
就労継続支援B型事業所
共に笑顔になれる場所

〒206-0034 東京都多摩市鶴牧1-2-1 サンシエールビル5階
TEL : 042-401-8782 / FAX : 042-401-8783
e-mail : roots-b@shogaisha.co.jp



roots HP

〒206-0034 東京都多摩市鶴牧1-2-1 サンシエールビル5階
TEL : 042-401-8782 / FAX : 042-401-8783
e-mail : roots-b@shogaisha.co.jp

「知ってる」から「できる」へ。

社外コーチによる
対話で人材育成を
サポートします。



このような社員へのお悩みありませんか？

現場を任せられない

主体的に動けない

研修の効果がない

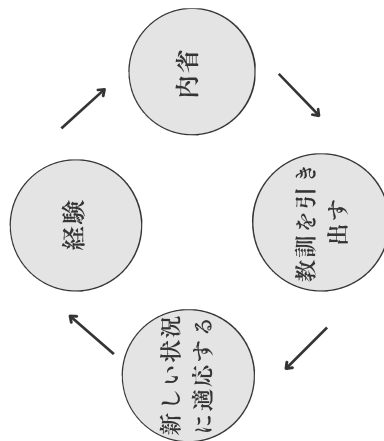
成長の仕方は人の数だけ違う

誰かに言われるのではなく、自ら認識し実行すること
で「知ってる」から「できる」人材へ成長します。そ
のためには、自己理解という基礎が必要です。

しかし、自己理解や成長の仕方は人によって異なるた
め、個別的なアプローチが有効になりますが、時間の
確保と専門知識が必要になります。

そこで、社外コーチが心理的安全性の高い環境下で個
別的に右記のモデルを対話で促すことで、実際に「で
きる」ようになり、社員の主体性やモチベーションの
向上へとつながります。このように、強みを生かす人
間尊重の経営にはコーチングが有効であり、培われた
ソフトスキルは生涯の財産になります。

「経験学習サイクル」



引用：松尾健（著）「職場が生きている人が育つ「経験学習」入門」ダイキモンド社

Saki Coaching

[メール] sakicoaching11@gmail.com

[公式サイト] <https://saki-coaching.jimdosite.com/>

[お問い合わせ] サイトもしくはメールからご連絡ください。

※ご相談は無料です。お気軽にご連絡ください。



公式サイト

障害福祉サービスの経営者様

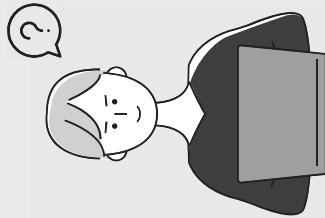
こんなお悩みありませんか？

他にとれる
加算
ある？

このソフト
人員基準を
満たしてる？

規程
研修計画
大丈夫？

実地指導
が
心配



あなたのお悩み
経験豊富な行政書士と一緒に解決します！



まずはお気軽にご連絡ください

☎ 090-8508-5104

誰もが持ち味、生かせる社会へ
ひらの行政書士事務所
行政書士 平野 川子

[所在地] 〒168-0063

東京都杉並区和泉4-7-21

[HP] <https://hirano-gyosei.com/>

[メール] info@hirano-gyosei.com



寒川神社表参道沿い



感謝や想いを花で届けませんか

花があるだけで、空間も心も華やぐ



ご注文
こちら↓



お客様をお待たせさせないために
事前ご予約（数日前まで）おすすめていたします。



Tell 0467-75-5581



〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山207-3

